

令和6年定例第3回市議会会議録(第3日)

令和6年9月6日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸富	正也	9番	前原	武美
2番	三小田	智裕	10番	上津原	博
3番	黒田	清隆	11番	荒巻	隆伸
4番	河野	一仁	12番	瀬口	健
5番	森	弘子	13番	中尾	眞智子
6番	奥蘭	由美子	14番	中島	一博
7番	吉原	政宏	15番	宮本	五市
8番	古賀	義教	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	桝 嶋 晋治	書	記	倉 橋 めぐみ
参 与	田 中 裕樹	書	記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	総合政策課長	村 越 公 貞
副 市 長	森 田 泰 平	社会教育課長	村 井 美 和
教 育 長	待 鳥 博 人	商工観光課長	相 地 智 輝
保健福祉部長兼 福 祉 事 務 所 長	松 藤 典 子	商工観光課長 補佐兼企業誘致 推進室長	垣 田 智 章
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	山 田 利 長	総務課人事係長	廣 重 慶 輔
環境経済部長	木 村 勝 幸	環境政策課 脱炭素社会 推進係長	今 村 雅 義
建設都市部長	甲斐田 裕 士	総合政策課長 補佐兼ワンヘルス 総合推進室長	渡 邊 満 昭
教 育 部 長	堤 則 勝	農林水産課長	猿 本 邦 博
消 防 長	北 嶋 俊 治	農林水産課園芸 水産林務係園芸 担当係長	坂 田 隼 一
総 務 課 長	平 川 貞 雄	学校教育課長	松 尾 郁 代
財 政 課 長	大 坪 康 春	学校教育課 学校教育係 学校給食担当係長	有 富 隆 二

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質問者			質問件名
順位	議席番号	氏名	
6	11	荒巻 隆伸	1. ワンヘルスセンターを核とした町づくりについて
7	14	中島 一博	1. 総合市民センター雨漏りについて 2. みやまSE(株)の取締役人事について
8	10	上津原 博	1. ワンヘルス推進について
9	7	吉原 政宏	1. 小中学校の給食費補助の現状と無償化について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的な事項が複数ある場合におきましても、具体的な事項ごとに質問を切らずにまとめて質問をしていただきますようにお願いをいたしております。

また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や、通告していない質問がないよう、通告書に沿って質問を行っていただくようお願いいたします。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いいたします。執行部におきましても、簡明な答弁をお願いしておきたいと思います。

それでは、順番に発言を許します。まず、11番荒巻隆伸君、一般質問を行ってください。

○11番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。今、議長のほうから指名をいただきましたので、11番荒巻でございますけれども、一般質問を行わせていただきます。

皆さん方のお手元に届いておりますように、主題としてはワンヘルスセンターを核としたまちづくりについてということで書いております。

中身につきましては、企業誘致、それからホテルの誘致に関してでございますので、特にワンヘルスに限った話ばかりではございませんので、よろしくお願ひいたします。

現在、福岡県が進めているワンヘルスセンターが令和9年に完成することとして計画が進められております。みやま市が策定をいたしました、みやま市ワンヘルス推進行動計画の中に、9ページでございますが、ワンヘルスセンターの活用という項目があります。そこに書いてありますところ、「ワンヘルスセンター建設に伴い、建設や運営における直接的な経済効果に加え、研究機関、企業の往来など交流人口が増えることが想定されます。また、大学などの研究機関や関連施設等の整備、保健衛生、環境分野の調査研究などに取り組む企業などの立地・誘致が期待されます。」ということで書いてあります。

そこで、具体的にお尋ねをしますが、具体的な事項1として、現在市では企業誘致としてみやま柳川インター北側に造成工事が進められています。来年度には企業側へ売却できると聞いております。市として、今後の企業誘致に対する取組をなされるのか。

先ほど述べましたみやま市ワンヘルス推進行動計画の中に、企業などの立地・誘致が期待されるということを書いてありましたけれども、私はワンヘルスセンターに関する企業や研究所、ワンヘルスセンターへ出入りをする企業の出先事務所なども含めて誘致の働きかけを進めてもらいたいと思うが、市長の企業誘致への今後の取組について考えをお聞かせください。

具体的な事項2として、ワンヘルスセンターが開業、稼働しますと、先ほどの行動計画に、交流人口が増えることが想定されるということを書いてございましたが、世界中の国々から、あるいは日本全国から人が集まるというふうに言われておりますけれども、その人たちがみやま市内に宿泊してもらうことも大変大きな経済効果を生むものではないかと思っております。市内には現在ビジネスホテルや観光ホテルがほとんどありません。宿泊施設の誘致を早急に進めるべきだと思いますが、市長の考えを聞かせてください。

以上2点について、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

それでは、荒巻議員のワンヘルスセンターを核としたまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の企業誘致の取組についてでございますが、現在、みやま柳川インターチェンジの北側において、令和7年3月末を工期とした産業団地の造成工事を進めております。来年度初めには、立地企業に用地を売却し、その後工場の建設に着手されることになっております。

みやま柳川インターチェンジの周辺地域は、工業地や物流拠点として高い立地ポテンシャルを有しておりますので、引き続き企業誘致を進めてまいる所存でございます。

また、ワンヘルス関連産業の誘致につきましては、県ワンヘルス総合推進課とも連携いたしまして、ターゲットとなる業種のピックアップを行い、意向調査や企業訪問を行うなど、具体的な働きかけを行ってまいります。

次に、2点目の宿泊施設の誘致についてでございますが、本市には一定規模の宿泊施設がなく、観光やビジネス等で来訪された方は、市外のホテルなどに宿泊されているのが現状であります。また、令和9年度中にはワンヘルスセンターの供用が開始されることに伴い、国内外からの来訪者が増え、人の動きが活発になることが予想されます。

こうした来訪者の滞在時間及び地域消費を拡大し、地域経済の活性化につなげていくには、宿泊施設の誘致が必要であると考えております。このことから、宿泊施設を設置する事業者への奨励措置を定めた、みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の改正も視野に入れながら、ワンヘルスセンターを核としたまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

答弁ありがとうございました。

今、市長の答弁の中に、工業地や物流拠点として高い立地ポテンシャルを有しております。

企業誘致を進めてまいる所存でございますということでお話をいただきました。

今、熊本でTSMCのお話が飛び交っておりますけれども、みやま市もインターチェンジがあるし、新幹線の駅があるし、ここから空港に行きますと、福岡空港、熊本空港、佐賀空港と1時間以内で行けるような、立地条件としてはかなりいいところがあるということで、ポテンシャルが高いということを書いてあるんでしょうけど、TSMC関連企業が200も250も出店といいますか、出てこないといけないような情報だけは聞いているんですが、みやま市に対してそういったお話が届いているかどうか、何かあればお聞かせ願いたいと思いますけど。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういう情報につきましては、担当課のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

皆さんおはようございます。私のほうからお答えさせていただきます。

今、荒巻議員のほうから、TSMCについてみやま市のほうへ話があつてあるかとのことでございましたけれども、TSMCのほか、半導体関連企業からの問合せは現在のところあっておりません。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今のところあっていないということですけれども、そしたら次に、ワンヘルスの関係で、県のワンヘルス総合推進課とも連携し、ターゲットとなる業種のピックアップを行うということなんですが、さっきのTSMCもそうなんですが、取りあえず担当課でもいいので現地に行って、このターゲットとなる業種のピックアップ、これはワンヘルスのほうの答弁なんですが、TSMCも同じような活動をして、情報をまず集めないと先に進まないと思いますので、菊陽町が中心かどうか分かりませんけれども、足を運んで情報収集をしていくべきではないかというふうに思います。県の総合推進課と協議をなされる上でも、企業誘致

の会話がされておるのか、これは副市長さんが総合推進課と連携をされているかどうか分かりませんが、担当のほうでそういった県との協議の中で、企業誘致についてお話をあってい るかどうか、聞かせてもらいたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

森田副市長。

○副市長（森田泰平君）

皆さんおはようございます。荒巻議員のお尋ねにお答え申し上げます。

まず、先ほど市長に答弁いただきました県ワンヘルス総合推進課との連携というところについてでございますが、これにつきましてはこれからということで、現時点で何か具体的なターゲットについて、市のほうから御相談という形で協議を行ったというところではございません。今後に向けて、県の考え方をしっかりとお伺いしながら、市としてどういう可能性があるかという形で動けばというふうに考えているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

その企業誘致の話なんんですけど、インターチェンジの近くの企業に来てもらうわけですが、その企業に対する優遇措置、企業誘致のための奨励措置、そういうものが多分あると思うんですが、具体的にどんな奨励措置があるのか教えていただきたいと思いますけれども。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

企業誘致に対して奨励措置がどのようなものがあるかということでお答えさせていただきます。

まず1つ目に、みやま市工業等振興促進条例及び施行規則の中で、立地企業に対する奨励措置といたしましては、固定資産税の3年間の課税免除、市民を3人以上雇用した場合の雇用奨励金の2つを用意しております。

2つ目に、みやま市企業誘致用地等登録制度実施要綱の中で、私有地を企業誘致用地として台帳に登録した場合、その用地に企業が立地した場合に、登録者へ1,000千円を限度とし

て報奨金を用意しております。

それから3つ目といたしまして、みやま市企業誘致報奨金制度実施要綱の中で、本市へ誘致対象企業の情報提供を行い、自ら企業誘致活動に取り組む者を誘致推進員として認定いたしまして、当該企業が立地に至った場合、誘致推進～10,000千円を限度とする報奨金を用意しております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

今、固定資産税、それから従業員に対する奨励金、それと1,000千円とか、いろいろ説明をいただきましたけれども、この企業誘致のもともとの土地の購入費、それから造成にかかった費用——何でお尋ねをするかというと、最終的には企業さんに買収するんすけれども、その買収した金額よりも、土地を購入したり、いろんな造成をしたり、こっちのほうが大きいんじゃないかなと思うので、その差額までは精査しないと分からないんでしょうけれども、大まかの金額で分かる範囲を教えてもらいたいなというふうに思っておりますが、これは担当課、財政課、どっちかだと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

おはようございます。私のほうから、決算のほうの支出、用地購入と造成工事の決算額をお話ししたいというふうに思います。

まず、用地購入費でございますが、こちらは令和5年度で購入をいたしまして、約283,000千円でございます。それから、造成工事は本年2月に臨時議会で契約の議案の承認をいただきました。1工区、2工区合わせまして約658,000千円でございます。用地と造成合わせたところで約941,000千円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

941,000千円ということですけど、来年度企業側に売るということなんですが、大まかには8億幾らとかいうことだと思うので、多分もう既に市の持ち出しが、今の金額だけでも出ているということなんでしょうけど、あとはここ数年、遺跡調査、そういった費用もあるし、その間の賃貸で土地を借りていたということもある、設計費もある、いろんなものを含めると、多分億の持ち出しがかかっているんじゃないかなと思うんです。

そういう費用があることを踏まえてなんですが、先ほどの奨励措置の中に、用地取得費とか建設費、これは後ほどホテルのほうにも出てくるんですが、そういうものは入っていないんですけども、近隣市でそういう優遇措置、建設費とか用地買収、そういうものに振り当てているような地域があればなんですが、なければそういうのをつくっていつたらどうかということをお尋ねしたいと思っておりますけど、考え方はどうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

私のほうからお答えをします。

大都市といいますか、比較的大きな都市で大企業を誘致するような場合に、そういう建設補助とか用地の購入費の補助とか、確かにやっているところは県内でもございます。

今おっしゃったように、持ち出しの部分と、そういう補助とのバランスで検討できないかというふうな意向だろうというふうに思いますが、今後、企業誘致を進めていく上では、やはりそういう建設の部分での助成とか、用地取得に対する助成とか、今うちにはありませんけれども、検討していかなければならない部分だろうなというふうには考えておりますので、ちょっと今後そこら辺も含めて、企業誘致を進める中で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今、部長が企業誘致を進める中で検討するとおっしゃいましたけれども、企業誘致をするときに、既にそういう奨励措置がありますよということで企業誘致を進めていかないと、例

えば、柳川とかみやまとか、地の利的にはさっきの交通アクセスを考えると同じような地域でありますけど、どこかを探すときに、やっぱり一步リードした奨励措置を持っていたほうが有利に運ぶんじゃないかと思うんですよ。これって、将来的には先行投資の話なので、いずれみやま市に返ってくると。ですから、その先行投資という考え方を、ぜひ市長に持ってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員さんの御質問にお答えいたします。

先行投資という部分でおっしゃいましたけど、私も同感でございまして、みやま柳川インターインターチェンジの前のところも、実質、金額的には持ち出しがあるわけでございます。それも、やはりどこか1か所そういう工業用地として工場を建ててもらって、その横、横とか、本市は農業地域振興法、農振のかかっている地域が多くございますので、そういう工業立地に関して、事前に土地を準備して誘致するということは非常に困難な部分がございます。はつきりもうこういう企業が来ると、業種も農業に資するとか、そういう部分とか、非常に縛りがございまして、そういう部分もありますので、なかなか企業立地に関しては今まで苦慮してまいったわけでございます。

ですから、今ある分で、先行投資も含めて、みやま柳川インターチェンジの前の工業用地で工業立地した後に次々というような形も取ることもできますし、先ほど部長が申し上げましたように、今後そこを起点にして、またワンヘルスセンター等も起点に、そこから新たな企業が誘致できるような、そういう取組を順次進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。

企業誘致は、市が必ず行わないといけないという話でもなくて、企業が来たいというところで土地を探して、民民の話、民間と民間の話で企業が進出する場合もあるんじゃないですか。そんなときに、こういう奨励措置が該当すると思うんですけど、そういう意味でも早く

つくったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

今、国道443号のバイパス沿いに、新たな商業施設が出るとか出ないとかといういろんな話もあります。それは民間の話ですよね。ですから、そういった意味でも、この奨励措置を充実させておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この企業誘致なんですけれども、インターチェンジ周辺なんですけど、もうここは企業誘致に該当しませんとか、ここまでが企業誘致として該当する土地ですよ、これは都市計画の範疇になるかどうか分かりませんけど、分かる範囲を教えてもらうと助かります。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田建設都市部長。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）

都市計画についての御質問という形で、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

インター周辺については、瀬高の都市計画ということで、何ら縛りがない白地でござりますので、縛りがあるとすれば、農地法とか農振法とか、そちらの関係になるかと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今、甲斐田部長からお話をあったように、じゃ、どこでも可能だということで理解しているんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田建設都市部長。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）

都市計画法上は何ら問題ないので、いいんですけども、やはり先ほど市長が答弁しましたとおり農振の関係で、順々に持っていくかないとなかなか農振が外れないという縛りがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

それでは2問目に行きますけれども、長田地区にホテル誘致を以前進めていて、結果、駄目になった芝浦ホールディングスなんですけれども、今あそこの土地は市有地で、どこかの建設会社の現場事務所みたいなところに貸してはあるんですけれども、その土地に芝浦ホールディングスさんじゃなくて、新たにホテルを造りたいという企業なりがいたときに、あそこの土地は売却するんですか。その当時、売却するとか、賃貸で貸すとか、無償貸与するとか、いろんなお話があっていて、具体的には煮詰まっていなかったと思うんですけど、そういう企業さんが進出したいというお話があったときに、どのような対応をされますかというお尋ねです。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

長田地区の市有地への宿泊施設を誘致する場合におきましては、用地を売却することを第一に考えておりました。それで、事業者の意向も踏まえて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

柔軟にということは、売買も、賃貸も、無償貸与もあるということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）柔軟に考えていただきたいと思います。

それから、そこもホテル誘致のための条例ができていて、そこにも先ほど企業誘致の奨励措置と同じように、ホテル誘致の奨励措置があったと思うんですが、ちょっとそのことについて説明をお願いしたいと思いますけど。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

奨励措置については、担当課のほうから詳しく説明させます。

○議長（牛嶋利三君）

相地商工観光課長。

○商工観光課長（相地智輝君）

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、みやま市宿泊施設の誘致に関する条例でございますけれども、現行では都市計画法で指定されております用途地域の商業地域及び近隣商業地域に限定しております。その中で、奨励措置につきましては、まず第1に固定資産税の課税免除、5年間、2つ目に下水道使用料の2分の1免除、5年間、3つ目に水道料金の2分の1免除、5年間、4つ目に建設費等補助金の交付、建設費及び用地費の20%以内で150,000千円を限度としております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今、課長から説明をいただいたように、先ほどの企業誘致の奨励措置とほとんど一緒なんですが、最後の建築費等補助金の交付、ここについては建設費の20%、マックス150,000千円までということなんですが、10億円かかると2億円の補助をします。しかし、マックス150,000千円ですから150,000千円というような奨励措置があるんですよね。ホテル誘致も、企業誘致も同じような考え方なので、先ほどの企業誘致にこういう奨励措置を設けたらどうかという発言をさせていただきました。

こういう奨励措置があるので、ぜひホテル誘致を進めていただきたいと思うんですが、この区域、先ほどちょっと課長が触れられたのかな、区域が商業地域というふうになっているんですけど、これはホテルのための、どこに建てていいかというエリアが決まっているような話なので、多分、長田地区以外にホテルを誘致しようと思っても建てられないんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺を詳しく説明いただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田建設都市部長。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）

建てられないとかという話なんですけれども、都市計画法上は、まずは先ほどのような白地である、何も用途がかぶっていないということであれば、面積の規制はございますけれど

も、建てられないことはないということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

そのみやま市宿泊施設の誘致に関する条例、これは平成27年12月22日なんですけど、この指定区域というところがあるんですけど、これは市内の商業地域及び近隣商業地域に指定された観光地区というふうに書いてあるんですよね。ですから、今、都市計画法上は大丈夫なんでしょうけど、条例上は駄目なんじゃないかと思ってお尋ねをしているんですけど、どうなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田建設都市部長。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）

お答えします。

この条例は、長田地区のあの用地に誘致するというのが前提でつくった条例になっておりますので、あの地域がちょうどこの条例に書いています商業地域及び近隣商業地域に該当するということになっております。長田の、以前ホテル誘致を進めていたあの土地の場所が商業地域及び近隣商業地域に該当する場所で、この条例自体はあそこに誘致を進める上で奨励措置を整備したという背景がございます。条例上は、そういった観光地区、商業地域等の縛りがありますけれども、都市計画上はないということです。ですので、今の条例は、あの地域でしか奨励措置が適用されないというふうな状況にはなっております。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

答弁書の、観光やビジネス等で来訪された方、国内外から来訪者が増え、人の動きが活発になるということを予想すると、別にそこにホテルじゃなくて、よそに造ってもいいと。当然国道443号バイパスとか駅前とか、そういうところに造ったほうが有利に運ぶかもしれない。じゃ、そこは、この長田地区にしか該当しないやつだから、そっちには奨励措置は該当しないということになるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田建設都市部長。

○建設都市部長（甲斐田裕士君）

現状ではそういうことになります。

ただ、この条例自体が、もう既に適用の期限を越えていまして、適用できないような条例になっております。先ほど市長が最後のほうに申し上げましたが、条例の改正も視野に入れながらというところで、このままではあの場所しかホテルの奨励措置は駄目だというふうな、条例自体は適用期限が切れていますけど、そういうふうなつくりになっております。その部分については改正を当然していかないと、いろんなところに誘致することができないということになりますので、そういったことを進めていきたいというふうなことでございます。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ということは、この条例はまだ長田地区に関しては生きているということでいいんですか。今何か、もうこれは使っていないから駄目だみたいなお話をされたように聞こえたんだけど、どっちなんですか。

○議長（牛嶋利三君）

木村環境経済部長。

○環境経済部長（木村勝幸君）

条例自体はまだ生きておりますが、最後の附則のところで、この条例を適用する期間を定めておりまして、それが平成32年3月末までと書いてあります。令和2年の3月末までが適用の期間ですということになっておりますので、条例自体はありますが、使えないというふうな状態に今なっているということです。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

この資料をもらったときは、今でも該当しますというようなお話を聞いたんですけど、そういうじやなかつたということですね。

そしたらなおさらなんですけど、さっき駅前とか、国道443号バイパス沿いとか、ホテルが来たいというときに、企業誘致、ホテル誘致をします。じゃ、ホテルがちょっと考えます

と言ったときに、来てもらえるなら条例改正しますので——そんなのはおかしいんじゃないですか。条例を先に変えて、この奨励措置をつくった上で、そしてみやま市としてはぜひ来てもらいたい、そのためにこうやって整備していますよと、条件を先に整備しないと、来てもらうなら後から条例を整備しますよと、それはないと思いますけど、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。早急に、この件につきまして、やはり先ほども申し上げましたけど、宿泊施設を誘致したいと考えておりますので、奨励措置を定めたみやま市宿泊施設の誘致に関する条例の改正も早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

早急にという、いつもなんですけど、漠然とした話なので、早急にじゃなくて、議会が終わってからでもいいんですけど、この一般質問が終わってからでもいいんですけど、12月定期会なのか、3月なのか分かりませんが、このときまでにはやりますとか、何かそういうのを回答していただくようにお願いをしておきます。

じゃ、そういう奨励措置をつくってもらうということで、今、ホテル誘致、ホテル誘致と言っておりますけど、みやま市に本当にホテルが必要かと、そもそも論の話なんですが、まずそういう調査をしてみたらどうかというお尋ねなんですけど。

実は、ちょっと近隣市の情報をなかなか集めきれなかったんですが、たまたま隣の大牟田市さんの話ですけど、今、大牟田イオンの西側のほうに230室ぐらいのホテルができています。そのホテル誘致のための調査を大牟田市さんがやっているんですけど、大牟田市にいろんなホテルがありますけど、それでもちょっと調査した結果の資料、商工観光課には渡しましたが、1日当たり107人分の宿泊施設が足りないという調査結果が出ているんですね。そうすると、それが365日なので3万9,000人、年間に3万9,000人大牟田市に泊まりたいんだけど、近隣に流れているという調査結果が出ているんですよ。

それで、みやま市はホテル誘致、ホテル誘致とかけ声はやっているけど、実際どれだけの

市役所に来る企業さん、今度のワンヘルスに入りする方々、観光に訪れる方々、そういうふたがどれだけみやまに宿泊されるのか。何かこれはコンサルに依頼して調査をされたということなんんですけど、ぜひみやま市も、そもそも論のみやまにどれぐらいのホテルの規模が、1軒じゃなくても2軒でも3軒でもいいんですけど、宿泊される方がいらっしゃるかという調査を早急にやってみたらどうかというふうに思うんですけど、市長どうですか。すぐやったほうが僕はいいと思っているんですが。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員さんの質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃるように、やはり市場動向というのは、必ず企業立地に関しまして必要だと思っておりますので、当然その調査はしないといけないと思っております。分かりました。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

意向調査とか企業訪問とか書いてありましたけど、意向調査、企業訪問中のいろんなところのホテルに意向をお尋ねする、そういったところに訪問するということなんんですけど、先ほど言いますように、その前に調査をして、みやま市はこんなにホテルが足りていませんよというものをつくり上げるということが先だと思いますので、早急にとおっしゃいますので、ぜひ商工観光課にすぐ指示をしていただくと、やっていただけるかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、あとビジネスで訪れる方、観光で訪れる方ということなんですけれども、観光の話は昨日、三小田議員のほうからいろんなお話をありました。清水寺は何だっけ、最澄さんがつくったという話と、本坊庭園は雪舟さんがつくったと。これは冗談ですけど、そんな話を誰かにしたら、いやそれは最澄さんとか雪舟じやなくて大工さんがつくったと、そんな話をしていましたけど、それは横に置いておいて、そういうことで最澄さんが清水寺をつくりました、雪舟さんが本坊庭園をつくりました、それと、女山地区はあれがあるんじゃないですか、山門ですね。山門郡は邪馬台国の所在地とする説、邪馬台国は山門説、近畿節、い

いろいろあるんですが、そういった昔からの、山門郡には卑弥呼にまつわるいろんな物語があるんですけど、そういった物語もぜひ、この清水山もそうなんんですけど、そういった古代からの歴史を、何か物語にしてPRするような、PRが下手という昨日の言葉だけは残っていますが、PRが下手なので、歴史のプロモーションというんでしょうか、そういったものをつくり上げていって、PRしていったら観光客が増えるんじゃないかなというふうに思っているんです。

ちょっと商工観光課からこれをもらったんですけど、（資料を示す）この地図はちょっと小さくてあれなんですが、有明海は筑後市ぐらいまで海なんですね。佐賀県は吉野ヶ里よりもっと上まで海でしたというような地図が載っているんですけど、これはすごい神秘的な話だなと。三橋町が一つの島になったり、大廣園が島になったりと。後で見ていただきたいと思うんですが、そういった歴史があるんですけど、つきなみ旅という、これは商工観光課でもらったんですが、ここにみやま市は古代の女王たちの都とか、そういったことを書いてあるんですけど、そういった題材、歴史的な資産がいっぱいあるので、観光プログラムの開発を行って、観光客の誘客を図っていくということが必要であろうというふうに思うんですけど、そこについて市長どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

私もとても歴史が好きでございまして、このみやまの地というのは、歴史的にも日本書紀にもちゃんと出ておりますし、まず日本で最初の、何というのかな、田んぼというか——最初かどうか分かりませんけど、長田地区、坂田地区、そして私の住んでいる小田地区は日本書紀にも出ている地域でございます。豊葦原の瑞穂の国、日本という国が稲作国家であるということを、まさに私はこのみやまの地が体現している地域ではないかと思いますし、それがこのみやまの基幹産業である農業をしっかりと支えている地域で、すばらしい農産物が取れている地域で、肥沃な土地であると思います。

最澄さんの話もそうですし、雪舟さんの話もそうですし、それから大江地区には幸若舞が戦国時代、江戸時代、脈々と伝わってきております。また、旧高田地区の宝満神社におきましては新開能、本当に日本の歴史を体現しているような地域でございます。

そういうことも含めて、本市は今、シティープロモーションのようやく緒について、これからしっかりとみやま市を、そういうストーリー性を持って他の地域へ宣伝し、そして、いろんな部分でみやまの名前を知っていただくと、当然ワンヘルスセンターもできますので、ワンヘルスセンターと併せて、このみやまの地を、みやまの名前を県内、また国内、世界に広げていけたらということで、今おっしゃった部分についてはしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。そういったことを進めていく上で、どうしても専門家にお願いをしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、専門家を招いて、招聘をして、歴史とか文化を地域の資源を生かしたストーリー、物語をうまく観光プランに取り入れて、観光プロモーションとして進めていっていただきたいと思います。

多分、これは予算もかかる話になってくるかと思うんですが、そこはぜひ御理解をいただいて、これも先行投資の一つというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

企業誘致とホテル誘致、それから最後に観光客の誘致みたいなお話になりましたけど、市長に改めてその辺の決意を述べていただいて終わりたいと思いますが、もう一度同じような話でも結構ですので、よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

先ほども申し上げたと思いますが、このみやまの地は、本当に肥沃な土地でございますし、歴史に育まれた地域でもございます。ワンヘルスセンターが参ります。ワンヘルスの考え方、地球は一つ、ワンヘルス、人間の健康、動物の健康、自然環境の保全は一つ、ワンヘルス、このワンヘルスとこのみやまの地、しっかりと私は合致していると思います。みやまの地自体がもうワンヘルスのまちそのものであると思います。自然環境を守り、私たちの健康も、また動物の、そして私たちが幸せに、脈々と生活していく豊かな地であることをしっかりと私

は認識しておりますので、それも含めて今後しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番荒巻隆伸君。

○11番（荒巻隆伸君）

今のお話を具体的に各課に指示をしていただいて、進めてもらいたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

10分間休憩を入れます。10時30分から再開ということで、暫時休憩いたします。

午前10時16分　休憩

午前10時30分　再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

一般質問を行います。

続きまして、14番中島一博君、一般質問を行ってください。

○14番（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。14番議員の中島です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました件について質問させていただきます。

今回、総合市民センターの雨漏りについて、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役人事についての2問質問いたします。

最初に、総合市民センターの雨漏りについて伺います。

総合市民センターの1回目の雨漏りは令和4年9月18日、市民が台風で避難しているホールで発生いたしました。2回目は令和6年5月28日、戦没者追悼式の日に発見し、6月28日にステージの上で雨漏りしていることを議会に報告されました。市民センターの雨漏りはかなり深刻だと言わざるを得ません。市民センターは市民の財産です。

事項1として、市長は責任者として今後どう対応されるのか伺います。

市民センターは竣工して2年目になりますが、2回も雨漏りが繰り返されています。雨漏り場所も違うし、避難場所として市民が利用する施設が現在も雨漏りして完全に直っておりません。これは松嶋市長の大失敗の一つであります。台風10号は肩透かしの台風に見えまし

たが、今後台風も予想されますが、どう対応されるのか、市長、教育長の見解を伺います。

事項2として、顧問弁護士とどのように協議されているのか、伺います。

令和4年9月18日に雨漏りが発生してから、損害賠償を視野に入れて顧問弁護士に相談するように指摘してきましたが、今までどのような協議をされてきたのか、市長の見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、中島議員の総合市民センター雨漏りについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市長は責任者として今後どう対応されるのかについてでございますが、議員御承知のとおり、これまで2回にわたる総合市民センターの漏水につきまして、本市といたましても、重大な案件として工事施工者及び設計監理者に補修対応を求めております。

2度目の漏水後、令和6年7月23日に施工者、設計監理者による屋根の総点検を実施しましたが、新たな漏水箇所は発見されませんでした。漏水した箇所と類似施工箇所の補強対応につきましては、今後どのような対応を講じるのか協議し、市民の皆様がより安心して利用いただけるよう責任を持って対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、2点目の顧問弁護士とどのように協議されているのかとのことでございますが、本市といたましましては、議会の総合市民センター建設工事調査特別委員会で御指摘いただきましたように、これまでの漏水案件に関しまして、業者に対してどのように対応していくことが望ましいかを顧問弁護士へ相談し、御助言をいただきながら対応してまいりました。

損害賠償請求につきましては、調査結果を待って顧問弁護士とも協議してまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

こんにちは。続きまして、1点目の件につきまして、私のほうからも御回答をさせていただきます。

総合市民センターにつきましては、指定避難場所であることはもとより、市民の皆様をはじめとする多くの方々に御利用いただいております。先日の台風10号の際にも多くの皆様に避難所として御利用いただいたところでございます。

今後も市民の皆様が安心して利用できる、安全な社会教育施設として運営できるよう、責任を持って管理してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

時系列にちょっと質問させていただきます。

工期が令和2年6月3日から令和4年3月31日だったと思います。令和4年2月7日の全員協議会で市長のほうから工期延長が提案されました。理由は、令和3年の夏の大雨、職人不足、資材の遅延でございました。その後、令和4年4月13日、臨時議会で建築15か所、電気工事15か所の設計変更があり、合計の38,962千円追加で払っております。追加と私何遍も言いましたけど、執行部のほうは48億円の想定内だから補正予算を組まんでいいということなんんですけど、38,960千円ちゃ大金ですよ、市長。分かりますか。

それで、その後、議会は承認しておりますので、そのとき3名が反対だったろうと思います。その後、この前も財政課長のほうに言っておりましたが、最後の残金は支払わないよう何があるか分からぬからと言っておりましたし、私の友人も5月ぐらいから、中島議員て、大きい台風が来たら、あそこは雨漏りするばんと、そういうことを言っております。的中しておりました。後の話になりますけど。それで、その後、工期延長は多分6月10日だったと思います。それで、その後、6月20日に竣工検査で、6月23日が引渡し、その後、25日がインターロッキングに不具合があるということで、私がちょっと見た感じおかしいなということで、議長も一緒に同席してもらうて、証人がおらないかんということで議長と2人見て、その後、7月に入ってから、教育委員会の部課長に言っても分からぬということで、設計屋さん、業者さんに全部来てもらって、8月まで4回ほど説明がなされたと思います。その後、最後の残金が約470,000千円ですね、それが協議中にもかかわらず、8月5日に支払われたと思います。

それで、その後、雨漏りしたのが9月18日で、その後に全議員で天井に潜ったところ、1か所が3か所に増え、それと、11月25日はガルバリウムとか全部貼りよる中で、3か所が13

か所、そのうち7か所は雨漏りの経路が分かったということで、あの6か所は、この前、2回目の後にはいで、何か直ったような説明を受けております。2回目は御存じのように、5月28日の戦没者追悼式でステージの上で雨水がたまっていたと。それで、6月28日に説明を受けたのが今までの経過かなと思っております。

それで、最初にお聞きしたいのは、6月28日の最終日に市長と教育長、第2回目に陳謝されておりましたが、そのとき私が市民センターの使用はどうされましたかというのは、どう協議されましたか。

○議長（牛嶋利三君）

質問の内容がちょっとまだ理解できとらんです。もう一回再質問でお願いします。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

6月28日の最終日にいろいろ時系列で話した後に、雨漏りしたまんまで市民に市民センターを貸すんですかと、利用されるんですかと言ったら、慎重に検討いたしますということで、どういう検討をされたのか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

教育部のほうと業者と話をしておりますので、ちょっとその内容については担当のほうでお答えいたします。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

6月28日の時点で御説明を一度しておりますが、2回目、5月28日の漏水については、6月17日に修復をして、もう完全に直った状態ですという御報告をしておりました。そのため、使用についてはそのまま継続して使っております。よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、設計監理も一緒でしょうが。設計監理、大体分かりますか、意味は。ちょっと説明

いたします。

設計監理は、建物の設計と工事監理を行う仕事で、設計とは、建物の意匠設計、構造設計、設備設計を行い、それらを反映した設計図書や仕様書などの作成を指します。設計業務も施工業者も民法上の契約行為を踏まえて行うため、瑕疵が発生した場合には損害賠償責任が発生しますが、建築士の法的責任は見過ごされがちで、今まできちんと説明がなされなかつたように思います。今後、設計者には一人の建築に携わる人間として、工事を行う際には建築士にこの部分の説明責任をきちんと果たしていく必要性がますます高まっていくように思われます。こういうことを書いてあります。私は、設計者は監理も一緒にしているから脇が甘くなるということも、大手のゼネコンだから4,560,000千円は微々たるものだらうと思いますけれども、今後は設計と監理は別にしてもらったがいいんじゃないかと私は思っております。

設計屋は、みやま市はお客さんなんですよ。お客さんの要望なりを聞いて施工業者に伝えるのが設計の業務なんです。工期の延長もですね、やっぱり設計が令和2年6月3日に工期が決まつたんじゃないですか。それも設計屋がちゃんと中に入つてするのが設計の仕事だと思いますので、今後はなるだけ設計屋から足元を見られないようお願いします。そのことについて市長はどう思われますか。もう2年になるんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

設計と工事監理等も併せて設計をされた会社にお願いしたわけでございます。議員おっしゃることも重々分かりますけれども、当時の状況を鑑みますに、精いっぱいのことはやつてくれたと私は考えておりますが、やはりそういうきちんとした部分での監理監督について、もうちょっとそこはしっかりやってもらいたかったという思いは持っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

みやま市が財政が豊かじゃないと言う割には40,000千円をばつと払う、あの470,000千円。疑いを持たにや駄目ですよ。設計屋も最初からお客様のために動いていないなという

ふうに思っています。今回の雨漏り御殿がもし民間企業ならば、会社に重大な損害を与えた社長は首です。46億円の損害ですから、株主総会で解任動議が採決され、その場で解任されます。損害を与えた経過が悪質ならば、損害の一部の弁償も求められます。雨漏り御殿の場合、株主は市民です。そして、株主の代理人は市議会議員です。社長の責任を追及しない市議会議員は市民への裏切り行為でしかないので。責任追及とともに損害賠償を市長に求めるべきです。

市長、教育長はともに組織のトップとして責任を果たしていません。トップが責任を取らない組織はどうなるか分かりますか。規律が緩み、士気、やる気が低下します。それが証拠に職員の不祥事が多発、職員の若年退職者が増加しました。給食の事故、市民センターの雨漏りの責任を取らないままの現状です。市長、教育長の見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今おっしゃった分については、工事関係のことと何か随分違うようなことも大分おっしゃったと思うんですが、私は基本的には質問の趣旨の分についてお答えをしていきたいと思います。

工事関係に関しては、議員おっしゃるように、こういう漏水があったということに関して非常に私も遺憾に存じております。何度も施工業者、設計業者には注意、指導、命令等も行ってまいりました。そういう意味では、今後もきちんとやってもらいたいと思っております。

それ以外の件については、私が責任があるのかというのに関しては、私はそうは感じおりません。いろんな部分で総合的な部分ですから、それはまた別の問題だと私は判断しております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

私も工事等の元締として、漏水2回ということは非常に重く受け止めておるところでございます。業者も今のところ責任を持って修理等をやっていただいておりますので、今後も

しっかりそういった経過を見ながらやっていきたいなというふうに思っています。

そして、私、先ほども申し上げましたが、何よりも市民の皆様が安心して、そして、安全な社会教育施設として御利用いただくというところに私は最大の責任を感じておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

令和4年12月にも一般質問をしておりますが、そのとき470,000千円、私やったら協議して待ってもらって、法務局に供託しますよてお話ししたんですけど、市長も教育長も自分の自宅だったら支払いますと2人とも断言しておられます。今も気持ちは変わらないですか。両方にお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

当時の6月20日に施工終了して検査に合格しておりますので、それは当然支払うべきものと考えております。

その後に起こった漏水に関しては、やはりそういう施工等の瑕疵であるとか不備があるというのであれば、きちんと対応していただくというのは当然のことだと思いますので、そこはしっかりと業者にも改善命令というのを出して、そして進めてもらっておるわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってください。今、中島議員がお尋ねしよる点等は、前回、このMIYAMAXの関係あたりで雨漏りがあつたことは事実ですから、お尋ねされたのは、市長も教育長も発注者として、自分の自宅、自分でそういうことがあってお金を払いますかというようなことやつた。払いますというようなことを言われとつたから、今現在もそう思つてありますかという話を聞かれた。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません。ちょっと取り違えておりました。

施工検査がきちんと通つておれば当然払いますし、当然不備があれば修正していただくと、そういう考え方でございます。（「自分の自宅」と呼ぶ者あり）自分の自宅でもそうです。やはり建っている以上は、払う、払わない、竣工検査が終わっているのであれば、きちんとできているのであれば払います。不備があればきちんと直してもらいます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

私も市長と同じ考え方でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私だったら払いません。インターロッキングは不具合のある。協議しとる途中やないですか。今でもあのまんまでですよ。今から悪くなる。あれは私なら全部うっぱがします。

それと、今年の5月28日、もう2回目なんですよ、2年で。全部造り替えさせます、私やったら。そのぐらい雨漏りは市民に物すごく迷惑かけているんですよ。市長と教育長分かれますか。私たち議員は市民の代弁者で、こういうところに納得いかないから一般質問で聞いているんですよ。私だったら造り替えさせます。

場所も違うところが雨漏りじゃないですか。考えられませんよ。多分雨漏りは簡単に直らないですよ。木造でいったら、切妻が一番いいというのはそこなんですよ。高いところから低いところに雨漏りするんですよ。おたくたち2人ともずっと設計屋から足元見られていると何遍も言ったと思います。インターロッキング、薩摩街道は人造じゃないんですよ。自然石だから白華現象も起きないと私は思います。あれは静岡のからっとというので、モルタルで練ってつくつてあるから、ああいう白華現象、ずっと一生出ますよ。そういうのは分かつていなかつたでしょう。あのとき設計屋も、去年1月の出初め式後やつたからですね。お客様に言つていないと言つたじやないですか。普通はお客様に、白華現象も寒いときとか雨降りとか、あれはセメントのあくが出てくるんですよ。タイルも汚れたくって、あのときも私が見たときですね。それからずっと。ああいう玄関の目の前の、今日もちょっと見て、

やっぱり出ているですよ。それけん、全部はいで替えるか、それでもおたくたちは金を払いますかという話なんですよ。家移りする前に、玄関の目地も真っすぐなっていないでしょうが。それを言っているんです。それでもおたくたちは2人ともああいう感じでも後の残金は払いますか。もう一度お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は設計どおりしてもらっているものと思っております。

議員御指摘のインターロッキングの下の砂が流れているという調査もしましたけど、流れ出ておりませんでした。私はああいう自然石風という部分について、今まで市民の皆さんからの御指摘も一つも伺っておりませんし、私は自然石風ということで結構だと思っております。

なお、モルタル等の白華現象については、これは当然出てくるものということで私も調べて思っております。まいピア高田のインターロッキングにしましても毎年毎年出ておりまして、それはコンクリートで造る以上は、白華現象というのは石灰石から出る石灰分、当然出るものと考えておりますので、そこはしっかり認識した上で、洗うなり対応を進めていかないといけないと思っておりますが、現在、使用上では問題はないと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、質問と答弁違うんじゃないの。ああいう現状でも自宅の金は今でも払いますか。不良物件なんですよ、私に言わせると。それを聞いているんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やっていっていただいている以上は払います。でも、ちゃんと補修等はしていただきます。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

議員御指摘のインターロッキングにつきまして、私もほぼ回りまして、そのインターロッキング、同じような仕様でされておるところも何か所か見せていただきましたが、みやま市の総合市民センターの周りに敷設されておるインターロッキングも、私個人としては遜色ないというふうに捉えました。

それで、自分自身の自宅にああいうインターロッキングが敷設されとっても支払いをさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私はそういう仕事をちょっとしていた関係で、人間が真っすぐなっていないから、あの曲がっているのはすぐ分かります。分かりますか、意味が。どこが曲がっているかすぐ分かるでしょう。

何回も言うけど、設計屋さんに、普通、こちらの業者は、インターロッキングと透水性舗装のところに見切りといって縁石をかませるんですよ。300の600で全部いっとるわけやないでしあうが。特に透水性舗装のところまでけん、あそこに縁石をかますなら全部カットしてあるんですよ。見てですか、真っすぐなっていないじゃなかですか。あそこは全然駄目で。全然分かっていないでしょうが、2人とも。

それはいいとして、この470,000千円のことを聞いたら、裁判の判例などがあるて答弁しているが、どこの裁判の判例か、ちょっと教えてくれんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません。ちょっとそこは今記憶にございませんので、後ほど。（「そんなら、後で」と呼ぶ者あり）分かりません、ちょっと。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

それと、まだ雨漏りは完全に解決していないでしょんね。業者と雨漏りの件で最終的にサインをしなさったんですか。まだ終わっていないとでしょう。いいです、終わっていないということです。

そしたら、今度設計屋を使ってくれんですか。設計屋は、お客様のみやま市のお願いを聞いて施工業者に言う立場なんですよ。だから、雨漏りが完全に直ってから10年が保証ですよ。それは忘れないでください。お願ひしときます。

それと、皆さんにも新聞記事が手元にあると思いますが、これは6月28日に西日本新聞の記者が後ろに傍聴に来てあったので、その後、私がぱっと読みます。「あなたと話すことはない。本社を通して」。先月末、みやま市総合市民センター（MIYAMAX）で再び見つかった雨漏りについて、設計、施工業者が説明した市議会全員協議会。補足取材を申し込むと、施工業者の一人は強い語氣で答えた▼MIYAMAXは約45億6千万円の工事費を投入して2022年に完成。開館直前にも雨漏りがあり、その後業者は2度点検をしているが、開館2年もたたずみ同じ事態が起きた。説明会はメディアに公開されていただけに、業者の姿勢には疑問を感じる▼MIYAMAXは避難所でもある。非常時の「最後のとりで」の安全性が保証されているのは当然のことだ。業者は以前の点検作業の問題点も検証し、建物全体を徹底的に検査すべきだと思う。その上で速やかな結果公開と対策実施が、市民からの信頼回復への第一歩になる。」、こういう記事が載っていたんです。何で施工業者が取材を受けないのかと、ちょっと見て不思議に思いました。一番困っているのはみやま市なんですよ。

それで、ちょっと市長にお願いしたいのは、今までに私何度か言ったけど、みやま市の広報に雨漏りの件で載せるということで市長は答弁しております。多分今まで載せたことはないと思いますが、載せたことがあるのかどうか。

○議長（牛嶋利三君）

村井社会教育課長。

○社会教育課長（村井美和君）

こちらについては、今回の第2回目の雨漏りについては即座にホームページのほうにお知らせして、広報には載せておりません。ただ、ホームページのほうでお知らせをさせていただいております。（「1回目も2回目も」と呼ぶ者あり）

申し訳ありません。1回目については、ちょっと私のほうで認識しておりませんので、調べさせていただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

新聞を今取っていない方が多いから、2回目の雨漏りを知らない方が多いんですよ。

それで、ちょっと市長にお願いは、みやま市と記者と記者会見をしていただけないでしょうか。それでこの記事を持ってきたんですよ。よかったです。即答できると思います。発注者ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

漏水原因は調査中でございますので、今後の対応はしっかりと企業体と確認した上で、きちんと報告をしてもらいたいと思います。

まず、全員協議会で報告をさせてください。その後に記者会見等がありますので、そのときに報告をしていきたいと思います。失礼いたしました。定例会見がございますのですね。（「そいがん、業者と一緒に」と呼ぶ者あり）はい。（「いいですね」と呼ぶ者あり）はい。（「記者のほうからも頼まれたんです」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。（「市長の鶴の一声で決まると思います。記者会見で業者も」と呼ぶ者あり）はい、定例記者会見で。質問等も出ておりましたから。

以上です。（「一応これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

2問目のみやまスマートエネルギー株式会社の取締役人事について伺います。

みやまスマートエネルギー株式会社の取締役の人事については、現社長がいるのに、またもや市職員の退職者を採用しています。これは市民の市政への信頼を失う暴挙であります。市役所職員の信頼を失わせています。

事項1として、市長はなぜ公募しないのか伺います。

多くの職員は再任用職員として、半分以下の月給で働いています。その職員も高給取りと間違えられます。市職員への信頼がすなわち市政運営の根本であります。そこを松嶋市長は

壊しています。道の駅初代社長、みやまスマートエネルギー株式会社初代社長にも6月にお話を伺いましたが、公募すべきだという考え方でございました。なぜ公募しないのか、市長の見解を伺います。

事項2として、市長は人事に介入し過ぎじゃないのか伺います。

みやまスマートエネルギー株式会社に再就職する退職者も退職者です。頼むほうも頼むほうですが、受けるほうも受けるほうです。みやま市は筆頭株主で、市長の立場を利用した越権行為だと思いますが、市長はおかしいとは思いませんか。市長の見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

中島議員のみやまスマートエネルギー株式会社の取締役人事についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の市長はなぜ公募しないのかについてでございますが、みやまスマートエネルギー株式会社の取締役につきましては、出資者間の事業協定に基づき、本市については4名の取締役を指名しております。

取締役の人選につきましては、自治体新電力会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有し、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物であることが必要であると考えております。

2名の市職員退職者の取締役につきましては、市の幹部としてエネルギー政策に関わっていただいた実績もあり、取締役として十分な見識をお持ちであるということで就任を依頼し、株主総会で選任されたものです。

次に、2点目の市長は人事に介入し過ぎじゃないかとのことでございますが、みやまスマートエネルギー株式会社の定款第21条により、取締役は株主総会の決議によって選任されることとなっております。

また、先ほど御説明しましたとおり、みやまスマートエネルギー株式会社の会社運営に関し、出資者間で事業協定を締結しており、この事業協定により、本市については4名の取締役を指名することとなっております。本市は、みやまスマートエネルギー株式会社の筆頭株主としての責任があることから、第三セクターの取締役として必要とする能力と知見を有する人材について関係者で協議を行い、出資者間での事業協定に基づき指名したものでござい

ます。

議員が御指摘されているような、筆頭株主での立場を利用した越権行為とは考えておりません。御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

すみませんけど、前の質問、ちょっと棒読みだけ、さっきの総合市民センター、ちょっといいですか。

○議長（牛嶋利三君）

何ですか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

総合市民センターでちょっとアドバイスじゃないけど、こういうのがありますよということ。

○議長（牛嶋利三君）

さっきの1問目の話にちょっと戻りたいということですね。はい、どうぞ。時間内ですから。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律というのがあります。平成19年法律第66号、住宅瑕疵担保責任とは、「売買契約や請負契約の履行において、引き渡された目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合に、売主・請負人が買主・注文者に対して負うこととなる責任。債務不履行により生じる責任のひとつで、目的物が特定物（その固有性に着目して取引され代替性がない）である場合の「契約不適合責任」と同義である。瑕疵担保責任を負わせるためには、買主・注文者は、売主・請負人に対して、履行の追完請求（補修等の実施請求）、代金の減額請求、報酬の減額請求、損害賠償請求または契約解除権の行使をしなければならない。なお、住宅の品質を確保するため、新築住宅の瑕疵担保責任について「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく特別の定めがある。詳しくは「売主の瑕疵担保責任（品確法における～）」および「請負人の瑕疵担保責任（品確法における～）」にまたお願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

はい、どうぞ。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私、何度も何度もみやまスマートエネルギー株式会社の市退職者の取締役登用はやめるように警告してきました。しかし、市長は自分と同じ地区、同じ中学校の同窓生を採用しております。道の駅みやまも社長は市長と同じ中学校卒業。これを何というか、市長、身びいきというんですよ。身びいきとは、自分に関係のある人を特別にひいきすること。身びいきが多い組織は規律が緩みます。市長のやり方はみやま市を分裂させます。また、市職員退職者の分断も招きます。職員も退職しても地域の区長や公民館で、また、ボランティアとしてもみやま市を支えています。市長はみやま市を逆に壊し続けていませんか。総務省の指針どおり公募すべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今の発言の中で身びいきとおっしゃいましたけど、私はそういうつもりは一切ございません。

やはり先ほども申し上げましたけど、第三セクターであるみやまスマートエネルギー株式会社に関して、自治体新電力の経営理念を的確、公正かつ効率的に遂行することができる。それまでこのみやまスマートエネルギー株式会社に関していろんな問題がございました。その対応も進めてきた設立当時、そして、設立からあと対応してきた人物でございますし、その後も電力に関して深く勉強してきておる人材でございます。なかなか電力に関しては非常に難しい部分もございますので、そういう経験があるからこそ取締役としてお願いもしているわけでございますし、やはり出資者間の協定でも、ぜひともみやま市から出してくれということでお出ていただいておるわけでございます。決して私はそういう身びいきで、地元がどうのこうのおっしゃるのは、私はそういうのは全く当たらないと。私は能力本位ということでお願いをしているわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何遍も言うけど、市職員は素人ですよ。電力のプロじゃないんですよ。最初言ったでしょうが。道の駅も初代社長、みやまスマートエネルギー株式会社も初代社長、みやまスマートエネルギー株式会社はいろいろあったんです。この2人が立ち上げて、売上げ、道の駅は10億円ですよ。それで、給料も最初安かった。みやまスマートエネルギー株式会社もそうでしょうが。全国に展開して、私は天下りと言っているでしょうが。何でというのは、給料が再任用で来られる方の3倍なんですよ。現役の部長より社長が高いじゃないですか、値段を言ってもいいんですけど。それも、前の市長だったら副市長とかやってあるんですよ。前の市長のとは、おたくが全部全国展開を崩して今やっているけど、そのとき、前社長を辞めさせるときの第三者委員会をちょっと見てみましょうか。弁護士2名、夫婦別姓、公認会計士2名、専門家1名、市役所職員まで市長は2名入れて、計7名で。あなたと今度入った取締役としてあるんですよ。それで、市の職員まで2名入れてあるので、それで構成して、市の職員を入れたことで市長の意思が働くため、純然たる第三者委員会とは言えない。弁護士2名は同じ事務所の夫婦、公認会計士はおたくの友達ですよ。松嶋市長の友人で、人選からも問題があったと、こう新聞に載っているんですよ。これはどう思いますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は当時、その専門家をお願いし、人選させていただいたものでございます。友達、友達とかおっしゃいますけど、あくまでもその友達がどうのこうのじゃなくて、第三者的な立場でしっかり見てもらっております。特に公認会計士につきましては、もう1名若手の優秀な公認会計士もついております。弁護士に関しても国税庁とも裁判をして、そういう実績のある方でございますので、やはり公的な資金が投入された、そういうみやまスマートエネルギー株式会社のいろんな問題があったときの調査には的確な人材ということでお願いをしたわけでございます。夫婦であるとかなんとかは、それは私は関係ないと考えております。

また、電力に関してはやはり専門家もおりますし、今現在も取締役として市から1名指名して電力の専門家を雇っているわけでございます。

なお、市の職員の給与云々について言われますけど、これはあくまでも企業のことでおございますので、私からはそういう内容については差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

いいですか。もう一点はみやま第三セクター業者選定に、受注したK社の役員を兼ねていたことがみやまスマートエネルギー株式会社の電力アドバイザー、分かるでしょう、専門家。H氏からは12月までの辞任の申出があり、これまで支払った報酬額を返還されました。暮れにとんぼ返りみたいにして帰ったじゃないですか。覚えてあるでしょう。専門家ですよ、電力アドバイザー。みやまスマートエネルギー株式会社の次契約するところの役員やったじゃないですか。そのときの部長なんですよ、今の取締役は。そい軒、市長は、市長になったばかりで全然分かっていないでしょうが。

だから、私思うのは、今の一〔発言取消〕一。今のみやまスマートエネルギー株式会社の社長、道の駅の社長、彼とあなたでこうして、そして、自分があと行くような感じで、そういう2人で話し合ってしてあるようにしか思えないわけなんですよ。

何度言っても、市長が私と話がなおらないのは、市長のプロフィールがホームページに載つとったんです。平成26年3月、高田中学校校長を定年退職です。これは地方公務員ですよ。その4月、八女学院中学校・高等学校の教頭なんです。これは公務員のときから就職活動したようにしか思えませんよ。3月まで中学校の校長をして、4月は私立中学だけど、これは教頭なんです。調べよったら、八女学院高校には平成24年、25年は行っていませんけど、平成26年は1人入学してあるんです、平成26年度に。これを競業禁止義務というんですよ。競業禁止義務とは、使用者と競業する業務を行わない業務をいう。自ら競業を起こすことのみならず、競業他社への就職も競業禁止義務違反となる。これについては明文の規制はなく、解釈問題となる。まず在職中については、信義則上、労働契約の付随義務として競業禁止義務が認められることで学説、裁判所も一致しています。これはグレーゾーンだと思います。

だから、市長が自分で自ら60ぐらいのとき、そういう経験をしてあるから、市役所の職員もぱっと社長に、自分の関係者じゃないですか。道の駅は、まだそのとき担当やった職員もおってあったんですよ。そういうのも全然かかっていなくて、おたくの周りの方ばっかりやなかですか。私はだから、原点に返って総務省の指針に向かって公募すべきだと思いますので、今の件について答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今の質問については、退職管理の適正化法とか競業避止義務違反ということでの質問でよろしいですかね。

私は八女学院に退職するときにお願いしたことも一切ございません。退職ということを聞かれてお話があつて、中学部なら私は授業はできますからということでお引き受けしていつたわけでございます。ですから、私がそういう部分で、生徒を行かせる云々とか、そういう部分でのことをやつたことも校長時代は一切ございませんし、適正にやっております。

ましてや、私のはうからそういう就職活動に対するわけがない。しております。お話をあったから受けたということでございます。

それともう一つは、ですから、競業避止義務については、私はそういう行為は一切行っていないということは断言しておきます。

以上です。終わります。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

それは解釈の違いで、ただグレーゾーンと言つただけなんですよ。そういう競業避止義務、民間やつたらそういう関係だから、地方公務員だからグレーゾーンに入らんかという私の解釈です。

それで、何度も言いますけど、ともかく職員ですよ、金が絡むから、ぱっと行って3倍なんですよ。そこら辺もよく考えてください。

だから、何度も言いますけど、総務省の指針にだつて第三セクターは公募、そして、私は前の西原市長やないけど、副市長をやってもらった。金を払わないで無給で取締役なんですよ、前は。市長と副市長。だから、独裁者じゃないですかと。何度も言うけど、独裁すれど独断せずというのは市長が言葉を使ってあるんですよ、職員研修に。その意味はどういう意味か分かりませんか、市長。

これで終わります。すみませんけど。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は要らんですか。（「いいです、いいです。もう分かっていないと思いますので」と呼ぶ者あり）

中島議員、市長が今の質問にちょっと一言答弁させてくださいと。はい、どうぞ、松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

非常に私は残念に思います。あのような決めつけた言い方をされるというのは、私としては非常に残念に思います。

市のほうから（発言する者あり）ちょっと待ってください。私が今発言しております。よろしいですか。（「答弁は要らんと言うたとですよ、私は」と呼ぶ者あり）議長の許可を得ておりますので、させていただきます。

先ほども申し上げましたけど、第三セクターのほうに市の職員を派遣しているということは、株主間協定によって株主双方の協定がございます。その中できちんと提案し、事前に話し合い、そして提案し、株主総会で決定されたものでございますので、私自身が独断でやつたということではございません。

また、道の駅みやまのほうもおっしゃいますけど、道の駅みやまについてはいろんな問題がございました。その中でコンプライアンスの問題、法令遵守、そしていろんな不正がありました。また、人事に関してもいろんな部分できちんと中の規程が整えられていないんです。それで、みやまスマートエネルギー株式会社と同じようにコンプライアンスをきちんとする、それから就業規程とか、そういうのも含めてきちんとしてもらうために、その方たちに行つてもらって中身を精査してもらっているということです。（発言する者あり）私に発言させてください。

最後です。

総務省の指針がございます。この中には「経営責任の明確化と徹底した効率化等」という部分がございまして、3番目に、「地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。」と書いてあります。

私はこの3項目めに従って、過去の経緯、経歴、そして知見、また、これから第三セクターとして市のいろんな部分での何というんですかね、市をより発展させるためにいろんな

アイデアを企業連携してやっていただくということで、地元の地産地消の電力会社ということで取り組んでもらう必要な人材であると考えて行ってもらっているわけでございます。

以上でございます。（「公募は何でしないのか。そこも答えてくれんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと入っとらんけんですね。今その関係、公募ばなぜしないかというやつはまた質問をしてください。まだ時間はあるけん。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

初代の社長2人にお聞きもして質問しているんですよ。2人ともプロなんですよ。そういう方がこうこうて話をしたところ、ああ、それは公募したがいいですよということなんです。市長も全然商売したことないのに、だから、市長という肩書をして越権行為やないですか。全く分かっていないですよ。の方たち2人の初代の社長が売上げを伸ばして、それで給料も上がってきてているんですよ。市の職員をぱっと入れて、金目当てとしか思われませんよ。市長はそういうのは幾らもらっているか分かってあってしてあるんでしょう。副市長やったほうがまだいいと思いますよ。

そして、全部自分ところの近くじゃないですか。普通ならバランスを取ってこうこうするんだけど、職員を辞めた方も、中島議員、あんかとは早う辞めさせて、そういう職員のO Bがおられるんですよ。その辺もようっとお聞きいたします。そういう声もあります。だから、職員が去年11人も辞めて、そういうのも関係あるんじゃないかなと私は個人的に思っております。

なぜ公募されないのであるのか。元社長、初代の社長は、プロの目で公募したがいいと言う。公募して来られなかった場合は、さつき言った3番目のやつを、全然公募しないが、なぜ公募しないのか。総務省の指針なんですよ。それはあなたは反対してあるんですか。何で公募しないのか、それが不思議です。だから、筆頭株主であって、95%ですよ、市は。前市長の場合はそういうことを全くしてございません。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと中島議員、時間もないけん、なぜ公募しないのかの質問に対する答弁ばいただきます。それで終わります。はい、どうぞ、松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

公募しなかった理由につきましては、株主間協定がございまして、株主間協定の項目の中に社長は市が指名するという文言がございました。その関係で公募は今回はしておりません。

その項目については、この間の6月3日だったと思いますが、そのときの株主総会において、その文言は削ってあります。ですので、今後は、私は公募は可能だとは考えております。

以上です。（「前もじやなかですか。4年前もですよ」と呼ぶ者あり）いや、それは、最初、前市長さんのときからその協定があるわけでございます。だから、前市長さんのほうで、市のほうが社長は指名するということで決めてあったわけですよね、株主間協定で。だから、私はそれを尊重して、今回については公募はできないものと判断し、市が指名するというのであれば、それを撤廃しなければ公募はできないというふうに考えて、今回、6月3日の株主総会でそれは撤廃してもらったということでございます。（「4年前もじやなかですか。今回は2回目ですよ」と呼ぶ者あり）前回については、そういう話は一切ございませんでした。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、上津原議員、準備は大丈夫ですね。まだ時間がですね、例えば、12時15分まで終わらんときは、午後ということで御理解をお願いしておきたいと思います。そこにきのつなぎは、プロですから上手やけんですね。

そしたら、続きまして、10番上津原博君、一般質問を行ってください。

○10番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議席番号10番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

質問内容については、ワンヘルス推進についてをお伺いしますので、よろしくお願いします。

今、質問でも市長のエキサイトした答弁がありましたけれども、私は穏やかな回答をお願いしたいというふうに思い、このワンヘルスの経過を含めて、私の思いを言いながら質問にしていきたいというふうに思いますので、御清聴のほどよろしくお願いしたいというふうに思います。

2024年から2028年のみやま市ワンヘルス推進行動計画が示されております。その中の第3章みやま市のワンヘルス具体的施策の21ページの「2 動物との共生」の項目をお伺いしま

すが、その中でも特にページ22の「3 鳥獣被害防止対策」をお伺いしたいというふうに思います。

鳥獣による山林や農地の被害が増えているように感じられます。さらに、農作物や住民にまで被害が及んでいるとの報告も聞き及んでおります。新聞やマスメディアの報道では、本州や四国、北海道においてはヒグマやツキノワグマによる人命に危険が及ぶ被害が報道されております。一昨日でもありますけれども、長野県でもそういった熊の被害があつてあるというような報道もされております。しかし、ここ九州においては、私が知る限り、1985年に北九州でツキノワグマが確認されて以来、九州においては熊の生息確認はされていないというふうに私は認識をしております。

有害鳥獣と言われるイノシシや鹿などはなぜ人里に下りてきて農作物に被害を与えるかなど、自然界の生態系が崩されているのも一つの原因ではないかというふうに思っております。したがって、動物との共生である生態系の調査はぜひ取り組んでいかなければならない課題であるというふうに考えております。

環境省自然環境局生物多様性センターの2004年、平成16年3月の報告書でありますけれども、第6回自然環境保全基礎調査、種の多様性調査、哺乳類分布調査報告書に基づいていきますと、1978年と2003年に聞き取り調査やアンケート調査で行われております。全国分布メッシュ比較図が作成をされております。イノシシの生息状況、生息区画数、生息区画率と前回調査との比較が掲載されております。その後の生息調査は2003年から行われていないというふうに私は認識しておりますけれども、その後、あつている可能性もあるというふうに思われます。

この報告書でいけば、自然環境保全基礎調査は10年単位で調査を行うことが妥当であるというふうにもなっています。保護管理への課題もあり、個体数や密度などのより詳細な情報収集も必要で、調査対象種や調査間隔だけではなく、自然環境保全基礎調査や野生生物管理に必要な情報は何であるかを検討する必要があるというふうにも書いてあります。

報告書でのイノシシの生息数は、九州及び四国においては増える傾向があるとも報告がされております。ニホンジカ、ニホンイノシシのように生息数が急増し、生息域が拡大している鳥獣と共生していくためには、積極的な捕獲を進めて、生息数や生息分布を適正に管理しなければならないというふうに思っております。

環境省と農林水産省は、2013年12月に策定した抜本的な鳥獣捕獲強化対策において、ニホ

ンジカやイノシシの生息数を10年後、2023年度——昨年ですね、令和5年度までに半減することを当面の捕獲目標とし、抜本的な捕獲強化に向けた対策を推進することとしていました。2014年には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣の管理に向けた新たな仕組み、指定管理鳥獣捕獲等事業や認定鳥獣捕獲等事業者に関する規制が導入をされております。この分については、古賀議員のほうから前回、いわゆる前々回等、こういったことが国の制度があるというようなことで報告がされていた中身だろうというふうに思います。

しかし、2023年度、令和5年度ですね、昨年においては、ニホンジカの個体数半減目標達成が厳しい状況というような判断がされております。目標達成は、その後、2031年度、令和13年度見込みとなっております。引き続き捕獲圧をかけ、個体数の抑制を行うとなっております。また、鹿、イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直しが行われていて、個体数の基準年を2011年度、平成23年度で設定の見直しが行われています。2028年度、令和10年度までに鹿、イノシシの生息頭数を半減し、被害軽減に向けて捕獲圧を維持する取組がされております。この期間の中でも様々な取組をしなければならないと思います。

捕獲事業の強化では、都道府県による個体数調査の強化、鳥獣被害対策実施隊の設置促進、体制強化、都道府県による広域捕獲の推進、ＩＣＴ等の技術開発の成果の普及、捕獲従事者の育成確保では、事業者を認定する制度の創設、実施体への多様な人材の活用、研修など人材育成の充実強化、圏域レベルでの狩猟者団体の組織体制の強化など、計画に基づく事業の推進には地方自治体が担わなければならないのではないでしょうか。環境省や農林水産省が進めている鳥獣被害対策は各地方自治体でも積極的に進めていかなければならぬと思いますが、様々な組織の協力体制もつくり上げていかなければならぬと思っております。

当市においても被害を及ぼす有害鳥獣駆除の対策も人員不足や高齢化の問題もあり、駆除に係る費用も大変厳しい状況が続いていると思われます。山間地の農作物や人的被害を減少させる取組の一つとして、生態系調査で個体の生息地域の把握や個体生息数の把握を行い、調整ができる取組を令和9年度から運用されるワンヘルスセンターと一緒に取り組んでいく環境整備を進めていくべきと考えます。

福岡県保健環境研究所での取組の説明でも、河川の水を調査し、上流にどんな動物が生息しているかを研究しているとも伺っております。ワンヘルス推進行動計画を中心に、次の点についてお伺いしたいというふうに思います。

具体的な事項1として、21ページの「2 動物との共生」についてでございます。

この中に書いてあります「2 アニマルセラピーの活用」と「3 鳥獣被害防止対策」について、現状の取組とワンヘルスの目的を踏まえた今後の取組についてお伺いしたいというふうに思います。

具体的な事項2といたしまして、10ページの「計画の期間」についてでございます。

毎年度、進捗管理を行いながら、必要に応じた見直しを行うとなっていますが、見直しを行うのは誰が行うのか。一昨日ありましたワンヘルス推進協議会、この中で行うのかをちょっとお聞きしたいと思います。仮に見直しがあった場合は、公表は行うのかについてお伺いしたいというふうに思います。

具体的な事項3といたしまして、生態系調査の取組についてでございます。

生態系調査を通して鳥獣が人里まで出てくる原因が分かるのではないかと思います。生態系調査で鳥獣の生息域の環境整備を取り組めば一定程度の抑制にもつながり、人里や農作物の被害も減少するのではないかと考えます。この取組は長期にわたって行う必要があるというふうに思われますけれども、環境省自然環境局生物多様性センターの種の多様性調査、哺乳類分布調査が実施され20年近くになっております。ワンヘルスの事業に盛り込み、ぜひとも国や県、あるいは近隣市町村との連携で進めていっていただきたいというふうに思います。有害鳥獣対策費の削減にもつながっていくのではないかというふうに思いますので、分かりやすい回答をお願いしたいというふうに思います。

補足でありますけれども、議員の皆さんのお手元にありますタブレットの中で、議会図書室、2024年、令和6年3月発行のみやま市ワンヘルス推進行動計画に基づいて質問をしていくというふうに思いますので、よろしく回答のほどお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、上津原議員のワンヘルス推進についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の21ページの「動物との共生」についてでございます。

本市は、「ワンヘルスのまち みやま」の実現を目指すため、市民、事業者・団体、行政が協働してワンヘルスを推進していくための指針として、全国の基礎自治体では初めてとなるみやま市ワンヘルス推進行動計画を策定いたしました。

この計画は、市総合計画や各種計画との連携を図りながら、特色あるワンヘルスの実践を推進するもので、「健康と命を守る」取組や「動物との共生」など7つの基本方針を定め、様々な施策を展開していくこととしております。

議員御質問の「アニマルセラピーの活用」と「鳥獣被害防止対策」の現状と今後の取組についてでございますが、まず、「アニマルセラピーの活用」について。アニマルセラピーとは、人と動物が触れ合うことでストレスの軽減、社会性の改善、コミュニケーションの促進などの効果が得られるとして注目をされております。

本市では、命の大切さや動物愛護の精神を育むことを目的に、令和5年度から動物ふれあい体験事業として、小・中学校でヤギの飼育に取り組んでおります。

また、本年6月にはNPO法人日本レスキュー協会と災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定を締結し、セラピードッグによる災害発生後の被災された方に対する心のケアなどに取り組むこととしております。

今後の取組としては、県立八女農業高等学校との連携や、福祉施設、小・中学校などへのセラピードッグの派遣を通じたアニマルセラピーの実施などを検討しているところでございます。

鳥獣被害防止対策につきましては、猟友会及び関係機関と連携し、取組を進めてきております。

まず、鳥類対策につきましては、毎年2回、夏場の大豆播種後に3日間、秋の麦播種後に3日間の計6日間で、駆除員24名による鳥類駆除対策を講じております。令和5年度実績で302羽捕獲し、農作物の被害防止に努めております。

次に、獣類対策につきましては、毎年400頭から600頭捕獲されているにもかかわらず、イノシシは増え続け、それに比例して農作物被害も増大し、深刻化している状況でございます。市としましても、農作物被害防止は喫緊の課題と認識しておりますので、年中捕獲できるよう捕獲駆除許可を10名に発令し、獣類捕獲対策を講じております。

また、農地への侵入防止対策の観点から、電気柵、ワイヤーメッシュ設置補助等を実施し、イノシシを捕獲、農地を守る、この二本立てで猟友会並びに関係機関と連携し、引き続き獣類対策を講じてまいります。

次に、2点目の10ページの「計画の期間」についてでございますが、本計画の計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間で、毎年度、進捗管理を行いながら、必要に応じた

見直しを行うこととしております。

また、計画の推進に当たり、本計画の進捗管理やワンヘルスに関する意見や助言をいただくことを目的に、各分野の専門家や行政、各種団体の代表者等で構成するみやま市ワンヘルス推進協議会を設置し、本協議会で出された意見なども参考に計画の見直しを行ってまいります。

さらに、府内の関係部署で構成するみやま市ワンヘルス推進本部を立ち上げており、進捗管理を行うとともに、新たな施策の検討なども行うこととしております。

なお、計画内容の見直しがあった場合につきましては、ホームページ等を通じて公表する予定としております。

次に、3点目の生態系調査の取組についてでございます。

議員御質問の生態系調査による個体の生息地域の把握や調整ができる取組などをワンヘルスの事業に盛り込み、国や県との連携で進めることはできないかとのことでございますが、福岡県とは保健医療経営大学跡地及び建物の活用に関する協定を締結しており、この項目の中では、県は大学跡地を最大限活用してワンヘルスの事業を行うことや、施設整備することで、本市の地域発展に寄与することが盛り込まれております。市のワンヘルスに関する諸課題の解決につきましても、福岡県と連携して取り組めるよう努めてまいります。

しかしながら、生態系調査などの広範囲かつ国レベルの大規模な調査につきましては、一市町村だけで解決できる課題ではないと考えますので、関係機関と連携を図り、有効な鳥獣被害防止対策について、引き続き調査研究をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

最後は大変厳しい回答をいただきました。

まず、簡単な分からちょっと行きたいというふうに思いますが、「アニマルセラピーの活用」でありますけれども、私の認識でいければ、アニマルセラピーについては、アメリカでいけば、いわゆる終末期の入院患者のところに動物等を連れていくて、癒やしを与えるというようなことが一番初めにあったんじゃないかなというふうに思います。

近隣において、新聞等にもありましたけれども、今年度に入ってから久留米で初めての取

組が病院であるということで、そこも入院患者さんへの安らぎの提供とか、そういったことを目的にやるというふうに思っております。ただ、みやま市においてはヤギを小学校で飼育されているというようなことを書いてあります。

それと、あと鳥獣対策ですね。これについて、決算に基づいての報告だろうというふうに思いますけれども、この捕獲数について分かれば、5年程度遡っていただきながら、その推移等を報告できればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、鳥類対策について分かる範囲でよろしいですので、これについては多分事務方しか分からぬというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

猿本農林水産課長。

○農林水産課長（猿本邦博君）

皆さんこんにちは。私のほうから答弁させていただきます。

ただいまイノシシの捕獲数の報告であったかと思います。イノシシの捕獲数につきましては、令和元年度で508頭、令和2年度で653頭、令和3年度で392頭、令和4年度で587頭、令和5年度で327頭となっております。

市長の答弁の中にありますとおり、本市におきましては、有害鳥獣対策につきましては、獣友会としっかりと連携を図り、対策を講じてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

若干多いかなという印象は持ちます。

あと答弁の中では、「農地への侵入防止対策の観点から電気柵、ワイヤーメッシュ設置補助等を実施し、「イノシシを捕獲」、「農地を守る」の二本立てで、獣友会並びに関係機関と連携し、引き続き獣類対策を講じてまいります」ということで書いてありますけれども、これは、みやま市から追い出して、そのイノシシは多分隣の市に行くというふうに思うんですよ。だからこそ、私は近隣を含めて、そういったことではなくて、生息調査でちゃんと行っていただきたいと。

なぜ私はそういったことを言うのかと言えば、いわゆる戦後、日本高度成長期、この中で山林の勝手な人による開発が行われてきたという経過もあるというふうに思うんですよ。山林を含めて、野生動物がすめない状況になってきた。だから、そういったイノシシや、いわゆる鹿等も餌がない。そういったときに民家に下りてきて、野菜等を含めて、そしてそれが人にも被害を及ぼすような状況になってきているんじゃないかなということで、そういった自然破壊を侵したことが立証されれば、きっちりとした改善対策については、やはり私たちがやっていく必要性があるんではないでしょうかということで、そういった中で、野生動物の生息地を確保、ちゃんとそこで野生動物が生活ができるような環境をつくっていく。

しかし、やはりそうは言っても、人里まで下りてくる鳥獣等がいるというふうに思うんですよ。そういったときには、今までどおり猟友会等の力を借りながら、そこは駆除をしていかなければならないんじゃないかななど。そこが人獣共存というふうになるんじゃないかなと。市長はいつもこれのワンヘルスを推進する、これは人獣共存、ずっと言いよるじゃないですか。これは私は選別しろと言いよつとやなかですよ。きっちりとした野生動物もちゃんと保護される環境をこのワンヘルスの事業を通じてつくってください。だから、みやま市は手を挙げてワンヘルスを推進するということを言っているんでしょう。その先進地になつてくださいと。それを日本全国に広めてください。そして、世界に広めてください。

なぜなら、このワンヘルスを提唱した医師会、あるいは獣医師会の先生たち、この地域の関係する人たちなんですよ。だから、そういったことをみやま市から発信してやってください。それがやはりまちづくりにもつながっていくんじゃないでしょうか。そして、そういった研究者の方にもきっちりと来ていただく。そして、困っている市町村には、そういったことをきっちりとやつたみやま市のノウハウをちゃんと伝えていく、そういった研修も全国から来ていただいて、そういったノウハウでちゃんとワンヘルスに基づいた人獣共存の関係をつくっていく、これが私はワンヘルスの一番初めの主たる取組になってほしいというふうに思うんですよ。いたずらに殺生しろと言っているんじゃないんですよ。ちゃんと動物の生息地を守ってください。

その原因については、人間が高度成長期、いろんな開発の中でやってきた。そのツケが今あつてているというふうに思うんですよ。それで、杉林、杉の木も日本杉はほとんどないんですよ。いわゆる成長が早い杉を戦後植林して、それを使うということでしているんですよ。

ただ、外国の材木が安いということで、これは商社が日本の木を使っていない、これが現

実なんですよ。外材が安いんですよ。そういうことで荒廃森林を含めてなっているんですよ。そういうことをないがしろにしながらやっているからこそイノシシの生息地がなくなる。山で食べ物がなくなる。

先ほど私は演壇のほうで言いましたけれども、熊、ヒグマ、これについても同じような状況じゃないでしょうか。それで、熊、ヒグマについては、その一番野生の世界でいけば、やはりニホンオオカミが天敵だったそうです、熊については。それがいないんですよ。いいということでオオカミを放すということはできないんですよ。熊は本当に頭がいいそうです。学習能力があるそうです。人を餌として認識しているそうです。だから、熊は人を襲うそうです。

しかし、本当の自然にいる熊は人を恐れて、人のところには寄ってこないそうです。そういったところもきっちりと研究してやっていく、そういったところがやっぱり人獣の共存につながっているんじゃないでしょうかというふうに思いますが、そこについてはまた最後、3問目のほうに移らせていていただきたいというふうに思います。

あと2番目の見直しの件でありますけれども、これはここに書いてあるとおり、仮に見直しがあった場合には、ホームページ等でちゃんと報告するということでの確認をしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

村越総合政策課長。

○総合政策課長（村越公貞君）

市長も答弁されましたとおり、何かしら変更がございましたら、ホームページ、またSNS等で計画を広く周知していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

そういう分については、きっちりと報告をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

3問目については、これはみやま市だけでの取組ということは本当に厳しいと私も認識しております。だからこそ、先ほど演壇で言ったように、環境省の取組等を含めての報告を私はしました。

しかし、その中でも私の認識で20年間やっていないということなんですよ。そして、その中でやはりイノシシ、鹿については、九州においてはイノシシについては若干横ばいというふうな流れになってきているというふうな報告で、あと本州、四国についてはイノシシはかなり多くなっていると。熊についても本州、四国、そして、今まであまり被害報告がなかった北海道についても人を襲うのが当たり前のような環境になってきているんですよ。

ただ、熊についてもみやま市にとってあまり関係がないということありますけれども、しかし、生息域の調査については、そういった野生動物の関係においては私は関係してくるんじゃないかなというふうに思います。だからこそ、そういった個体はどういった動物がどこら辺にいるのかなというとも含めて、生息調査を含めてきっちりと守っていただくような取組をみやま市が発信して、近隣、あるいは県、国を巻き込んだところで、このワンヘルスの事業を通じて、ぜひとも構築できるような環境をつくっていただきたいというふうに思います。

ワンヘルス推進行動計画でありますけれども、改めて私、この中を見せていただきました。これは福岡県がつくった分でありますけれども、この中に示されております、まず人獣共通感染症対策ですね。これについては獣医療をはじめ、各分野と連携し、発症予防、蔓延防止を図る。そして、次に薬剤耐性菌対策、これについては薬剤の適正使用を推進する。3つ目に環境保護、これについては自然環境の保全を図る。4つ目に、人と動物の共生社会づくり、動物愛護の推進と野生動物の理解と共存を図るというふうに書いてあります。健康づくり、自然や動物との触れ合いを通じた健康づくり、環境と人と動物のより良い関係づくりについては、健全な環境下における安全な農林水産物の生産、消費、食育を推進するを進めるため、福岡県ワンヘルス推進行動計画が策定され、ワンヘルスの取組の実践が喫緊の課題となっていますということで、この文章については、当市がつくりました推進行動計画の4ページに掲載がされておりました。

「また、新興感染症や地球温暖化などのワンヘルスの課題に対応する実践拠点として、福岡県が全国初の「ワンヘルスセンター」をみやま市の保健医療経営大学跡地に整備」するということで、これは令和9年度になるというふうに認識をしております。

「みやま市においても、2021年（令和3年）9月7日に自治体で全国初となる「ワンヘルス推進宣言」を表明し、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」及び「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルス実践促進に関する条例」に基づき、同計画に連

携・協力します」というふうに書かれているんですよ。

「市では積極的にワンヘルス実践施策を推進するとともに、市民へのワンヘルス周知に努め、市民一人ひとりの理解促進・実践活動の支援を行うため、みやま市のワンヘルス実践の要である「みやま市ワンヘルス推進行動計画」を策定し、第2次みやま市総合計画をはじめ、市の各計画と相互連携を図りながら、「ワンヘルスのまち みやま」として特色ある取組を実践します」というふうに書いてあります。

だからこそ、特色あるみやま市、これは全国的でないということであれば、私が今言っている生息調査、これをみやま市できっちりと発信していただき、国、県を交えて取り組んでいくというようなことが特色あるみやま市につながっていくんじゃないかなというふうに思います。

あと、この基本方針で、福岡県においては推進行動計画、6つの基本方針にプラスして、ワンヘルス実践の基盤整備を加えた7つの柱を基に取り組む施策になっているんではないでしょうかというふうに思っております。

次に、当然あとは我がみやま市の具体的施策であります。これについては18ページのほうに載っておりますけれども、施策の7つの基本計画が示されております。この中にも19ページ、「健康と命を守る」「人獣共通感染症に対する医療体制の強化」「2 健康に対する市民の意識の向上、醸成」「3 薬剤に対する市民の適正利用意識の向上、醸成」「4 健康イベントの開催」ということであります。ここで「2 動物との共生」ということできっちりと書いてあるんですよね。

あと、ここで一番初め、「動物のいのちを守る」ということをきっちとこれも書いてあるんですよ。「アニマルセラピーの活用」、3番目に「鳥獣被害防止対策」、4番目に「狂犬病ワクチン接種の普及啓発」、5番に「ペットの避難所等でのスペース確保」、6で「ペット関連のイベントを企画・開催」、24ページにおいては「食育・地産地消」「ワンヘルスの給食の推進」「2 食育事業」、3で「福岡県ワンヘルス認証制度等の活用」、これについてはきっちりとやっていらっしゃるというふうに思います。あと「食品ロスの削減対策」、あと「6次化」等商品の開発推進については、これはなかなか厳しいような状況でありますけれども、少なからず行っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。

あと27ページ、「環境保護」でいけば「資源循環型社会の実現」、これはルフランの中できっちとやっていらっしゃるというふうに思います。あと「ゼロカーボンシティみやまの推

進」、これについては3月議会の中で——6月議会やったかな、ゼロカーボンシティについては手を下ろされたというような関係もありましたけれども、頑張っていっていただきたいというふうに思います。あと「山門高校との連携」ですね。これについては新聞等でもきつちりと出されているんですよね。いわゆるウナギの関係、これについては市長のほうもかなり詳しいような状況も、そういった中でも報告があつてありますので、これらについてはますます頑張っていただきたいというふうに思います。

あと「災害防止のための竹林対策」ですね。これについては、先ほど私が言いました竹林対策については高度成長期、あるいは日本の経済を支えるための開発が人間の手で行われたということであれば、これについてはきつちりと再生するようなこともやっていただきたいというふうに思います。

あと「外来種の駆除、在来種の保護」については、外来種の駆除については、一番問題であった河川に繁茂したブラジルチドメグサ、これの撤去については、市は本当に一生懸命取り組んでいっていただいております。ただ、これについてはまだまだあるというふうに思いますので、引き続き取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

あと「みやま市の魅力向上」と「ワンヘルス実践の基盤づくり」、この2つについては、かなりみやま市はこの行動計画に基づいてされているというふうに私は感じております。1つはフェスティバルの開催、前回、去年についてはフェスティバルではなくて、名前が替わって、今年からフェスティバルということで、きつちりと行つていただくというふうになっております。

それと、あと「ワンヘルス楽校等の開催」、これについても何回目ですかね、3回程度たしかされているというふうに思います。

あと、私は本当に感心したのが、所管の中できつちりと、SNSを活用してどういった取組がされているのかというのもやっぱり報告をされている。

ただ、これが今のところは、私が感じているのは、ただ単に福岡県の出先機関のような感じの何といいますか、広報活動になつておればせんかなということで、もうちょっとみやま市として独自なことを、こういったことをやるというようなところも私は欲しいかなというふうに思つております。

あと7番でいけば「ワンヘルスセンターの活用」ですね。これについては「ワンヘルスセンターが生む人の流れ」、「ワンヘルスセンターを活用したまちづくり」、あと3番目に

「市の諸課題に対する課題解決への連携」、あと「敷地北側の活用」、これについてはみやま市ではなかなか厳しいというふうに思いますけれども、これは県との協議の中できっちりと進めていかなければならないというふうに思いますので、こういった本当にすばらしいみやま市の推進行動計画が策定もされております。

この中で、十分取組がされている項目もありますけれども、もうちょっと不十分な点もあるというふうに思いますので、精査をしていただきながら、今後のワンヘルスの活動に生かしていただきたいというふうに思います。

あと、最後の3問目の質問でありますけれども、やはりこれについてる申し上げましたけれども、市長について、私が言っているところを含めて、どのように感じられたかをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

上津原議員、午後からよかですか。せっかくじやけん、しっかり勉強してきてあるけん、午後からまた再開して、残りの時間、しっかり質問をお願いします。

ここで暫時休憩します。午後の会議は13時30分から再開をいたします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、午後の会議を再開してまいります。

一般質問を続けてまいりますけれども、午前中、10番上津原議員には大変迷惑をかけておりましたが、その余の時間を続けて一般質問を行っていただきたいと思います。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

あと残り11分ということでありますので、午前中の事務局とのやり取りを含めて、最後に市長のほうに感想をということでお聞きしたんですが、午前中も言いましたけれども、私は基本的に、自然環境破壊を人がしたということであれば、やっぱりそこの保全をどうするかということでいけば、人の手を加えながらそういった環境整備もやっていくべきじゃないのかなというふうに思うわけであります。

それと、午前中も言いましたけれども、やはり山林でいけば広葉樹と針葉樹の役割というのもきっちりとあるというふうに思うんですよ。

やっぱり広葉樹がなければ、みやま市においても杉林、あるいは竹林が地盤の関係で崩落したというようなこともあるということで、広葉樹の根が下まで張っているということでいけば自然を守ると。そこにもきっちりと人の手が入らないと、幾ら広葉樹ばっかりあってもなかなか厳しいんじゃないかなというふうに思います。

今年に入って、多分、春頃だったろうというふうに思うんですが、熊本で、多分人吉辺りじゃなかったかなと思うんですが、個人的に山を買って、買った人はたしか熊本の焼酎メーカーの社長さんだったろうというふうに思うんです。その人が小さい頃、山あいの小川で泳いだ記憶があると、そこが荒廃しているということで自分が買ってそこを再生すると。そして、そこで焼酎の醸造をするということでテレビ報道があつていたのを見ました。それ以降は個人の努力の中でされていたということなんです。

そういうこともやって、人の手を入れないと山林の再生というのはなかなかできにくいうような状況もありますし、特にみやま市は山林も持っています。そういう状況もありますし、それとあとは、ノリの関係でいけば有明海もあります。有明海についてもきっちりと研究等含めて、ノリの生育を含めてかなり厳しいような状況も、これを何とかしていかにやいかんというような研究もあつているというふうに思います。

それとあと、二枚貝についても、ここ何年、全然取れていないという状況も、これも熊本の中では二枚貝の研究も行っているというふうに思いますので、自然環境を含めて、生育調査等を含めてきっちりとやっていく必要があるというふうに思います。

るる申しましたけれども、そういうことを申し上げた分と、事務局とのやり取りの中で市長はどのようにお考えになったのかなと。この生育調査、生態調査を含めて有効であるというような判断になったのか、そして、これはみやま市単独ではなかなか厳しいというふうに私も認識しています。だからこそ、近隣市町村と手を携えて、そして、福岡県、あるいは県を越えて熊本との連携、そして、国を交えてこういった調査研究をやりながら、人獣が共存していくような環境をつくっていく、それを通じて、みやま市の発信としてみやまの魅力につなげていくような取組になりやせんかなということで、今回、一般質問を取り組ませていただいています。

そういうことで、市長はどのように感じられたのかなということで、所見でもいいでするので、お答えをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

上津原議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、みやま市はワンヘルスセンターが令和9年度から開設されます。それに向けて、市としてもいろんな部分を準備していかないといけないということで、県にもワンヘルス推進行動の協議会もありますし、計画もあるわけですし、みやま市独自としてこれは作成させていただきました。（資料を示す）

先ほどから、みやま市のワンヘルス推進行動計画について詳細に御紹介もいただき、本当にありがとうございます。

本市でも、基本方針を7つ出しておりまして、健康で命を守る動物の共生、食育、地産地消、環境保護、みやま市の魅力向上、ワンヘルス実践の基礎づくり、ワンヘルスセンターの活用ということで、この計画に基づいてこれから進めていく所存でございますし、先ほど御質問の中にもありましたように、この中でまた協議会がありますので、その中でいろんな御提案とか修正とかが出てきたときには、その都度、修正をして広報をしてまいりたいと思っております。

またさらには、ワンヘルスの考え方というのは本当にグローバルな考え方なんですね。一つの地球、一つの健康、人間も動物も自然環境も健康、そういう意味では、やっぱり私たち大人もそうですけど、これから先、このみやま市を担っていく子供たち、そのためには、ワンヘルス教育を今進めておりまして、その実践を小学校、中学校で進めて、こういう冊子ができました。

また、皆様方に配られるようになったら配りたいと思いますけど、それぞれの実践を今までとめています。そして、令和9年度までには1年生から中学校3年生までのカリキュラムというか、これをみやま市独自のものとして、またワンヘルスについての考え方を子供たちと同時に福岡県、また全国に発信できるようなものにしていきたいと思っております。

そしてまた、議員がおっしゃる部分の動物との共生の中で、生態調査ということをおっしゃっていただきました。私も理科の教員もしておりますし、動物という関係も含めて生態調査というのはしっかりと必要だとは思っておりますが、なかなか市単独で調査をするということは不可能だと思います。

それとまた、ワンヘルスセンターもいろんな機能はありますけど、ワンヘルスセンター独

自分で生態調査というのはなかなか厳しいものもあるかもしれません。

私が見てきた範囲では、保健環境研究所の自然環境の保全部分については、水生動物の保全とか、どこにどういう絶滅危惧種がいるかとか、そういうのを調査はしてございましたけど、動物全般に関しての野生動物に対しては、まだそこまで行っていないようです。

そういうことも含めて、生態系調査をするには重要だと思いますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、生態系の中でやはりいろんな被害があります。実は私の家も畠、田んぼの被害を受けておりまして、非常に苦慮している部分もございますが、先ほどおっしゃったように、1町村だけではできないということで、周りの近隣の市町合わせていろんな情報交換もしていきたいと思いますし、また国、県とも連携しながら、本市の実態もお伝えしながら、効果的な対策、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。今後ともワンヘルスをしっかりと進めてまいりますので、どうぞ、議員さん方のお力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

なかなか厳しいという回答からは全然脱却されていないというふうに私は認識をしました。

ただ、冒頭言いましたように、いろんな調査をやっているという国の資料等もあるんですね、環境省等もやっています。

そして、自然環境保全基礎調査等もやっているというふうに思いますけれども、これもなかなか進んでいないんですよね。だからこそ、ワンヘルスの中でお題目としてあってます人獣共存というのをしっかりと進めていくためにも私は必要ではないかなというふうに思いますし、それをみやま市が率先してやるということが、みやま市へのそういった人たちの誘致等を含めて発信できる、いろんな情報を発信できるような環境が整っていくんじゃないかなというふうに思っております。

これについては、令和9年度から運用されますワンヘルスセンターではなかなか取組が厳しいというふうな状況もあるというふうに思います。

これについては、みやま市が発信しながら、そして、これをやるのは職員の皆さんです。だからこそ、市長のほうには、そういったことをやるということでいけば、国、県のほうに

そういうことを取り組む意義等、財政的な面を含めてお願ひできるような環境がきっちりとできるような学習もしていただきながら、優位性もきっちりと言っていただきながら、国も必要だというような判断に立てるような内容にしていただきながら、お金も人も国から奪い取ってくるというようなことをぜひとも頑張っていただきたいというふうに思います。

これが来年ですぐ結果が出るということじゃないんですよ。やはり10年後、20年後、30年後というふうになると思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（牛嶋利三君）

上津原議員の一般質問は終わりましたけど、ここで休憩入れますか。引き続き行きます。

そしたら、本日のトリを務めていただきます7番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

○7番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号7番吉原政宏です。今定例会、一般質問の最後、アンカーを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、今回は小・中学校の給食費補助の現状と無償化について一般質問を行います。

今年2月、市内小学校で給食時に起こった痛ましい事故については、市は現在、第三者委員会を立ち上げ、事故に至る過程や原因の調査を行っており、6月28日に開催された市議会の全員協議会で、11月頃に再発防止策や学校事故予防への提言が答申される予定との報告がありました。

今回の事故を重く受け止め、安心・安全な学校給食の提供に向け、関係者の皆様へは全力で取り組んでいただくことを改めてお願ひいたします。

さて、学校給食費については、全国の3割以上の自治体が公立小学校で条件等を設げず無償化しているとの調査結果を今年6月に文部科学省が発表しました。

昨年9月時点では1,794自治体中、既に547自治体が無償化しており、さらに今年度から無償化を始めた自治体も増えているものと考えられます。

一方、本市では、松嶋市長が小・中学校給食費の半額補助を市長選公約の目玉に掲げ、6年前の2018年に初当選されましたが、現在は、補助額が半分に満たない1人月額1千円となっています。

以前の一般質問でも指摘しましたが、本市の人口減少と少子化は、近隣市と比較しても特

に進んでおり、この対策に全力を注がなければなりません。学校給食費の補助の拡充や無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図るとともに、少子化対策や移住・定住の観点からも非常に有効性の高い施策であると考えます。

そこで、現在の本市の学校給食費補助の現状と効果を検証するとともに、全国的に広がる学校給食費の無償化に対して、本市の見解と今後の取組について伺います。

具体的な事項1として、学校給食費補助の現状について伺います。

現在の学校給食費の補助制度で、小・中学生それぞれで保護者が負担している給食費、補助している人数、給食費の集金方法、各学校での給食費の管理方法、市の年間の補助額について伺います。

また、今の補助制度について、保護者などからの意見聴取はされたのか。なされたならば、どんな意見があったのか伺います。

加えて、本市で学校給食費の未納の状況と未納者への対応について伺います。

そして、現在の学校給食費補助制度の目的と、今の中身でその目的は達成されると考えていいのか伺います。

具体的な事項2として、小・中学校給食費の無償化について伺います。

子供たちの健やかな成長を支えるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る子育て支援は地域全体で取り組むべき課題と捉え、国が指導する無償化を待たずして、全国的に小・中学校給食費の無償化を行う自治体が増えています。全国の自治体の学校給食無償化の動向について情報収集をされているのか伺います。

また、本市が小・中学校の給食費を無償化した場合の想定されるそれぞれの財政負担について伺います。

加えて、本市は学校給食の無償化をどう捉えているか。本市で学校給食の無償化を実現させる考えはあるのかについて伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

吉原議員の小・中学校の給食費補助の現状と無償化についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の学校給食費補助の現状についてでございますが、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

学校給食費補助につきましては、令和4年度から全児童・生徒を対象に、月額1千円を上限に補助をしております。また、食材費の価格高騰に伴う補助も併せて行っております。

小学校の給食費は月額4千円で、年額にしますと44千円、また、中学校の給食費は月額4,900円で、年額にしますと53,900円となります。

学校給食費の補助制度は、毎月の御家庭の負担を少しでも軽減できるよう、補助額の1千円を事前に差し引いた学校給食費を御負担いただく制度となっており、保護者の御負担いただく最終的な額は、小学校で年額33千円、中学校では年額42,900円となります。

また、物価高騰に伴い、食材費は小学校では月に4,500円、中学校では月に5,500円かかっており、給食費を超える不足額につきましては、国の臨時交付金を活用し、各学校の給食会計に補助をしております。

次に、補助をしている人数でございますが、対象は令和6年4月1日時点の児童・生徒で、令和6年8月末現在、小学生1,574人、中学生789人の計2,363人に補助をしております。市の補助総額といたしましては25,993千円となります。

続いて、給食費の集金方法につきましては、一部、現金納付の保護者もいらっしゃいますが、基本的には指定銀行のサービスを活用し、保護者より届出いただいている口座からの引き落としとなっております。

また、給食費の管理につきましては、各学校指定の給食会計の通帳にて管理しておりますが、給食センター方式であります桜舞館小学校、高田小学校、山川中学校においては、給食費の集金は口座引き落として行い、管理については、山川学校給食センター指定の給食会計の通帳にて管理をおるところです。それぞれ年度末に監査が行われ、PTA総会などで収支の報告がなされております。

現在の補助制度の実施に当たりましては、保護者代表への意見聴取を行い、その上で、保護者の経済的負担軽減のための制度は大変ありがたいなど、貴重な御意見をいただいておるところでございます。

給食費の未納の状況でございますが、令和5年度で、小・中学校合わせて9人、約290千円程度となっており、未納率といたしましては約0.3%でございます。

未納者への対応につきましては、まずは、学校で文書や自宅訪問による納付のお願いをし

ております。さらに、学校から要請があった場合は、市より催告書を発送するなど対応を行っておるところです。

学校給食費補助は、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、少子化の対策、子育て支援及び学校教育の推進を図ることを目的としており、今後、本市の財政状況をしっかりと見据えながら、制度の拡充を進めてまいりたいと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、2点目の中・小学校給食費の無償化についてでございますが、こちらは私のほうから御回答をさせていただきます。

まず、他の自治体の学校給食費無償化の状況につきましては、報道等により、その動向を注視しております。

議員御承知のとおり、文部科学省の調査では、2023年9月時点で、小・中学校において支援要件を設けずに給食を無償提供する自治体が、全体の3割に当たる547自治体、支援要件を設けて無償化を実施しているなどの自治体175を合わせますと4割を超えております。近隣では、荒尾市が小学生のみ無償化、福岡県内では田川市や大任町が無償化を行っております。

本市が給食費を無償化した場合の財政負担でございますが、総額で約110,000千円が必要となります。令和6年度の補助額は約26,000千円ですので、およそ84,000千円の負担増となります。

学校給食費の補助につきましては、私自身、公約の一つとして給食費の半額補助を掲げておりますが、現状では本市の財政状況を鑑み、一律1千円の補助としておりますので、まずは公約の実現に向けて、その財源確保を模索してまいりたいと考えております。

御質問いただきました学校給食費の無償化につきましては、さらなる財政負担が生じることとなり、国等の支援が必要不可欠であると考えます。

国等の無償化の動向を注視してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

御答弁いただきました。具体的事項に入る前に、一番課題である財政について、トータルでは金額をお示しいただいて110,000千円ということだったんですけど、それぞれ小学校の場合と中学校の場合と、分けて教えてもらえますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

こんにちは。吉原議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきます。

ただいま答弁では、小・中学校ともに無償化をした場合の負担について述べさせていただきました。

まず、小学校のみ無償化し、そして、中学校は1千円の補助をした場合の財政負担につきましては約52,000千円の負担増、次に、中学校のみの場合は約34,000千円の負担増となると見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

ありがとうございます。現在の制度を生かして、そのまま中学校は1千円補助、小学校が無償化した場合が52,000千円。逆に今の制度を生かして、小学校を1千円補助、中学校を無償化した場合の負担増が34,000千円ということで御答弁いただきました。

あと、すみません、110,000千円の単純に、今の制度じゃなくて、小学校の無償化、中学校の無償化にかかる金額を、分かったら教えてもらっていいですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

ただいまの吉原議員の御質問でございますが、小学校が約70,000千円、中学校が40,000千円、合わせて110,000千円ということになります。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

各自治体で給食費の補助の拡充や無償化が広がっているのは、人口減少や少子化に危機感を持って子育て世帯の負担軽減を図りたいという訴えが理解を得やすくなっているからではないでしょうか。

そして、これまで子供の食は親の責任という意識が強かったんですが、子供は地域の宝、社会全体で育てていくという社会の流れが変わってきたからだと思います。

その中で、みやま市の人口減少、少子化も進んでおります。2023年度3月末時点では、みやま市の人口も3万4,700人になっております。

少子化について、市長か教育長、昨年度1年間にみやま市で生まれた子供の数がお分かりであれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

すみません。ただいまのところ正確な数字を把握しておりません。後でお答えさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

みやまのすがたにも載っておりますが、2023年度は1年間で140人の出生数あります。今の小学校1年生が生まれた頃は何人だったかというと200人を超えておりました。220人ぐらいです。今の中学校1年生が生まれた頃は年間でどれぐらい生きていたかというと260人を超えておるところです。かなり少子化が進んでいるということを、ぜひともこういった数字は執行部の皆さんはしっかりと把握していただきたいと思います。

こういった現状を開拓するためにも、本市の給食費の補助の拡充について伺ってまいります。

ただいまの答弁で、補助されている人数が2,363人、小学校が1,574人、中学生が789人、補助額が25,993千円ということで答弁いただきました。

今定例会、9月議会は決算もしております。令和5年度の決算の数字を見ますと、補助し

ている対象者が1,893人、補助額が20,790千円となっており、補助の対象者の数が大幅に伸びておりますが、これはどういったことが要因なのか、お教えください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

御質問にお答えいたします。

学校給食費の補助につきましては、子育て世帯が抱えております経済的負担の軽減、これが一番の目的であるというふうに考えております。よって、前年度まで設けておりました補助要件をなくしまして、4月1日時点の全児童・生徒を対象に、上限1千円の補助を行う制度に変更したところでございます。

昨年度まで対象から除いておりました生活保護世帯や準要保護、特別教育支援奨励費等の対象者や、市税滞納者等も保護者負担軽減の観点から対象といたしましたことから、前年度と比較いたしますと補助する人数及び金額が増となったところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

これまで全児童・生徒というイメージとか意識が強かったので、そうかなと思ったら、やはり補助を受けることができなかつた方々もいたということで、今年度については、令和6年度から全児童・生徒が対象にされるということで改善を図れたのかなと思っております。

また、未納の件数は9件ということで報告がありました、これは昨年に比べて増えているのか減っているのか、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

9件は令和5年度の実績として述べさせていただいておりますが、令和4年度が小・中合わせて6人でございましたので、若干増加傾向となっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

これは前年度より増えているんですけど、結果的に9件が未納で、集金できなかつたということだと思うんですけど、その前に、学校で文書や自宅訪問による納付のお願い、あるいは催告書の発送などをされているということでしたが、このお願いをする前の段階でどちらの方が未納の状態であったのか、分かれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

令和4年度、令和5年度と先ほどお話をさせていただきましたけれども、令和5年度につきましては、当初、2月に入ったぐらいのときには26名ほどが未納者として上がっておりましたが、その後、3月にかけまして、学校等がいろいろ納付のお願いをしたところ、結果的には9人というような数になっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

26件の方が未納で、催促があつて17件の方が納付されたということで、やはり子育て世帯の経済的負担は様々な理由や事情があるかと思いますが、そういう影響、あるいは無償化の報道の影響などもあるのかと思います。

こういった未納回収による催促や自宅訪問などは、学校や教員の負担増にもなっているかと思います。これについては、また具体的な事項2においても触れさせていただきます。

次に、保護者代表の方へ意見聴取を行つて、保護者の経済的負担軽減のための制度は大変ありがたいという御意見をいただいたということですが、代表ということですので、そんなに数は多くないかと思いますが、何人ぐらいの方から意見聴取をされたのか伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

保護者からの意見聴取につきましては、みやま市学校給食役員会であつたり、市PTA連

合会役員の方、小・中保護者代表の方より御意見をお聞きしているところでございますので、大変申し訳ございませんが、明確に何人というお答えがちょっと把握できていない状況ではございますが、全保護者からの意見聴取ではなかったということでの御報告とさせていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

そうですね、今回の声は負担軽減の制度がありがたいということで、その内容に対して満足しているかどうかというのは、まだいろんな意見聴取はされていないかと思います。幅広く保護者の方々からの意見聴取もされたほうがいいのかなと思っておりますので、今後、取組をお願いしたいと思います。

また今回、令和4年度から一律1千円の改正ということになっておりますが、令和4年12月議会で瀬口議員から一般質問があつております。内容は、今回の改正で、当初、令和3年度は第3子以降半額補助だった750世帯中、半分以上の420世帯が補助金の減額となった。特に大きな影響を受けた世帯が年間約54千円の補助金の減額となり、その家庭は中学生2人と小学生2人がいる世帯であったということで、本来は多子世帯を大切にしなければならないのに、多子世帯が犠牲になった。早急な改善をということで瀬口委員から求められ、要望を出されておりますが、その後、関係所管でどういった協議をされたのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

吉原議員が今お話しされましたとおり、学校給食費の補助につきましては、令和4年度より全児童・生徒を対象に、月額1千円を上限に補助を行うこととしたことで、補助金が減少する御家庭が多く発生したことに対しては大変申し訳なく思っているところでございます。

教育委員会といたしましては、限られた予算の中で多くの方に補助できるよう、公平に保護者負担の軽減が図られるよう、全児童・生徒を対象として1千円の補助を行うという結論に至った次第でございます。

令和4年度以降、令和5年度、令和6年度予算を編成する上では、いろいろな試算をしてまいりましたが、現段階ではこのような1千円の補助という形になっております。

減少してしまった御家庭に対しての新たな支援ということもできておりませんが、今後、制度拡充についての検討におきましては、このような実態があることや、これまでいただいた御意見を踏まえて、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

これから新年度予算を考える時期であります。今後、制度の拡充をしっかりと進めてまいりたいという答弁もいただいておりますが、市長、教育長は来年度の給食費補助の拡充についてどういった考えをお持ちなのか伺います。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

先ほどの御答弁でも申し上げましたが、学校給食というのは、子供たちの健康の基礎、基本だろうというふうに捉えて、やはり拡充を進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

本市では、市長が公約で2分の1の補助ということも打ち出されておりますので、そういったことも尊重しながら、拡充をまた訴えていきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員の御質問にお答えいたします。

私は学校給食費半額補助ということで、全額までいかないけれども、半額は何とか補助できるようにしたいという思いでこの日までやってまいりました。なかなか市の財政状況というか、いろんな事業も重なったりして、みやま市の財政は非常に苦しいというのは重々存じ上げておりますし、その中で、何とか昨年一律1千円というような形で進めてまいりました。全体でおよそ26,000千円の市の負担となっております。

私は半額補助はぜひ達成したいという強い思いを持っておりますが、任期の間にはぜひともこれは実現したいと思っております。

そのためには、やはり市の財源の確保、特に私もその財政等を見るに及んで、この半額補

助にするため、さらに財政負担が増えてくるわけです。その分をどこから持ってくるかということが一番念頭にあるわけですけれども、今までの状況ですと、国からの市税、人口減によります地方交付税等も減ってまいりますし、今ある分で、どこかを増やせばどこかを減らすという部分でしか、なかなか非常に厳しい状況があります。

ですが、何とかその財源を絞り出してでも私は進めたいと思っておりますので、教育長が述べますように、今後そこはしっかり取り組ませていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

その当時の瀬口議員の質問に対する答弁で、「今後、財政的な部分が確保できるなら補助の拡充をさらに進めたいと思っている。本市の財政基盤を安定させながら、そういう環境が整ったら、さらに進めたい」ということで答弁されておりますが、この期間、2年弱ですけど、財政基盤を安定させる補助の拡充について市長はどう検討されたのか、もう一度改めてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、ふるさと納税と市独自の財源というのがきちんと入ってくるならばできるのではないかと考えております。ですが、コロナの始まった年には、ふるさと納税が約4億数千万ぐらいはあったわけですけれども、お米がたくさん売れて、次の年は急に売れなくなって、昨年度も150,000千円前後だったと思うんですが、そういう状況でございますので、非常に私自身としても不本意であると思っております。ですから、市独自の財源を増やすことをもっと努力しないといけないと思っております。

そういう意味で、毎年全額補助になると110,000千円がこれから恒常に支出することになります。市の財政、ほかの事業等の部分も圧迫しないように、さらにまたいろんな事業がありますので、それも進めていかないといけませんので、ぜひとも市の独自財源をさらに増やすような努力を進めさせていただきたいと。そして、何とか私も任期中には半額補助は実現させていただきたいと思います。

国のはうが無償化というような動向等があるようですが、その話は出ておりました

が、何か今の時点ではちょっと立ち消えになっているような状況で、まだどうなるか分からないんですが、市としては、私自身、在任中には何とか半額補助は進めさせていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

6年前の選挙公約は市民との約束であります。給食費の半額補助を信じて1票を投じられた市民の方も多いかと思います。少子化の結果はすぐには出なくとも、全児童・生徒への半額補助、これはすぐ実行してもらえると期待された市民の方が多かったんじゃないでしょうか。もう一度、立候補されたときの思い、これでいいのか。みやま市、私がやるをぜひ実行に移してもらいたいと思います。

ただ、6年前の状況と今は社会状況が大分変わっております。現在は半額補助じゃなくて無償化、これが大分スタンダードになってきており、市民の期待するべきところでもあると思います。

任期期間中に半額補助を実現したいということでありましたが、この半額補助にとどまらず、これからは無償化を視野に入れて動くべきではないかと思っております。

子供の成長にとって、給食というのは、その役割が大きくなっている中で、居住する自治体の財政状況、財政力次第で費用負担や受けられるサービス、それに格差が生じるのが望ましくないのは当然であります。

国が主導し、全国どこでも給食は無償化するべきではないかと思いますが、現時点でまだ給食自体を実施していない自治体もあり、また、大きな財源もかかるということで、一律の無償化にはまだまだ時間がかかりそうであります。

ということで、具体的な事項2のほうに入ってまいります。

昨年度から無償化を実施した自治体、市長答弁にも幾つか御紹介していただきましたが、福岡県内では中間市や大任町、築上町などで行っており、田川市は昨年の春に当選した市長が公約を果たすために、今年度当初予算で4月から市内全小・中学校の給食無償化を実現しています。

また、同じ福岡県の芦屋町では、本年度から当初予算で全小・中学校の半額補助を予算化しておりましたが、物価高騰が続いていることから、子育て支援をさらに充実させる必要が

あるとして、半額じゃなくて無償化の予算を6月議会で議決して、9月から無償化が始まります。

また、九州内でも全県に広がっており、近隣の無償化を実現している自治体で、先ほど御紹介いただきました熊本県の荒尾市が小学校のみで無償化を実施、保護者から大変助かっているという声が多く、子育て世代の移住・定住にも一定の効果があったということです。

また、大分県の宇佐市は、ふるさと納税の寄附金を積み立てた基金などを財源として、昨年の2学期から無償化を始めております。

長崎県の諫早市では、3年前に初当選した市長がその公約を果たすため、今年の4月から全小・中学校全学年を対象とした給食無償化に取り組んでおります。

これはほんの一部の紹介ですが、無償化を実現した自治体が無償化を検討している国に先んじて実施に踏み切る理由として、人口減少や物価高騰を考えると子育て世帯への負担軽減は待ったなし、子供たちの健やかな成長を応援し、移住・定住への好循環をつくりたいと考えているのではないでしょうか。

全国の3割、そして4割以上の自治体が無償化を実現していることに対して、市長と教育長の所見を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員の質問にお答えいたします。

私もそれはぜひとも無償化のほうに進めたいと考えておるわけでございます。私も市政に携わるようになりまして、本当にみやま市の財政、ぎりぎりのところで今までやってきておりました。いろんな事業もたくさんこれまで進めてまいりました。決まった財源の中でどれだけ回せるかという部分でいろいろ悩みもしてきましたけれども、やはり子育て支援のために、また、この地域の活性化のためには無償化に向けて進めていくことは非常に大切なことだと考えておりますので、財政負担をしっかり見て、何とか先に進めさせていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

義務教育は本来無償であるということは日本国憲法にもうたわれております。

ただ、やはり子どもたちが食べる学校給食でございますので、本当に安全で安心でなければならないものであるということは肝に銘じておるところでございます。

そういったところも含めまして、安全・安心、さらには、子どもたちの健やかな成長に資するような学校給食の無償化へ向けてしっかりやっていきたいというふうに思いますが、先ほど来、市長も申されておりますように財政状況、さらには市長の公約等もございますので、そういったところもしっかりと見ながら、拡充に向けて尽力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

もう既に無償化している自治体が、無償化に向けてじゃなくて、無償化についての保護者のアンケートを取られている山梨県のある自治体があります。その中で、当然お子様たちに無償化されていることは教えているんですが、何で無償化になったのかということでアンケートを取られております。一番多いのが、市民全体で子育てを支援するということが一番の理由であります。その次が保護者の経済的負担の軽減であります。

先ほど今年生まれた子供が140人ということでお伝えしましたが、この子供たちが一人でも多く、このふるさとみやまに残って、育って、将来のみやまを担っていただけるような環境づくりは本当に待ったなしだと思っておりますので、市長、教育長には改めてお願ひしたいところであります。

また、文科省の調査、今年6月に発表された調査結果で、学校給食費の無償化による成果ということで幾つか挙げられております。児童・生徒には、家庭環境に関係なく、学校給食の提供を受けることができる食育の充実が一番多い理由です。保護者には、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受であります。

また、学校や教職員、これは具体的な事項1でも述べさせてもらいましたが、給食費の徴収や未納者等への対応負担の解消、これは圧倒的な1位になっております。

また、地域では、子育て支援の充実、定住、転入の促進ということが成果として挙げられております。

また一方、課題としましては、先ほど来出ています予算の確保ということであります。

そこでお伺いいたしますが、答弁では「国等の支援が必要不可欠なので」ということで、「国等の無償化の動向を注視してまいる」ということで答弁をいただいておりますが、注視するだけなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

注視というか、国が昨年から給食無償化についての議論が行われました。それも非常に私は期待もしておったわけでございます。ですが、何か立ち消えになったような状況にもございますから、その後、論議が進んでいるのかどうかというのも含めて、また、市の財政もしっかりと見ながら、できるだけの半額補助、無償化へ向けて努力をしてまいる所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

なかなか国のはうは動きが遅いようで、その実現を待っていたら何年もかかると思います。先ほど少子化の話をしましたが、現在の生徒数と、あと5年後のみやま市の小・中学生はどれぐらい減るのか、推計が出ていると思いますので、その数字をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松尾学校教育課長。

○学校教育課長（松尾郁代君）

お答えいたします。

5年後、令和11年度につきましては、小学校1,261人、中学校820人と推計しております。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

合計で、今より約300人ほど減る状況となります。そしてさらに、その5年後というのは、300人減った中からさらに500人減る、どんどん減る一方です。

先ほど、無償化はかなり国の動きを待っていたら何年たっても分からぬ状態であります。

全国の自治体の中には、例えば、青森県は全市町村に給食費無償化の財源を分配しております。また、和歌山県は全自治体に給食費の半分を県として配付しているところです。

市長としても、単に待っているだけじゃなくて、国あるいは県への積極的な働きかけも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、県とかが補助していただくなれば本当にありがたいことでございますし、そういうところも含めて、国、県、そういう動向も併せて調査しながら、要望・要請活動ができればしてまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

財源の話になりますが、財政状況を見極めながらということで、財政は厳しい厳しいという話が出ておりますが、おとといの9月議会の冒頭、健全化判断比率の報告がありました。令和5年度決算に基づいた結果、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、健全な数値となっているということで、決算も5億円の黒字決算となっております。

財政状況を見極めながらということですが、どのような財政状況なら行うのか、何をしようとして、どういった数値目標であるならば無償化を実現できるのか、そういった財源シミュレーションをされているのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

この話は、最後は財源の話ということになろうかと、私も重々拝聴いたしておりました。

先ほどから、無償化すれば約1億円を超える市財政負担が必要と。こういった事業は単年で終わる事業ではございません。一度始めれば、事業としてはずっと継続していくような事業かというふうに考えております。

そういう意味で、どこの自治体も最後は財源をどうするかという話に結果落ち着くん

じゃないかというふうに私のほうも考えておるところでございます。

吉原議員おっしゃる、どういった状況になつたらやれるんですかというのは数値を、この数字がこうなつたらというのは、正直、一概に申し上げることができません。

先ほど言ったとおり、今後の財政状況が、市税がどんなふうに進んでいくのか、あとは国全体の地方財政計画と申しますけれども、国全体が地方にどれぐらいお金を配るのか、あとはなかなか進まないんですけど、国、県の動向、そういったのを全部見極めて、ここは、最後はやるかやらないかという判断をどこかでするという形になろうかと思います。

財政部局のほうとしましては、いかにこの財源を見つけるかと。補助金以外でも何かないかというところも含めて、財源の確保が一番かというふうに考えているところです。ここは財政部局のほうでもしっかり考えていきたいというふうに思います。

ちょっと答弁がお答えになつていなかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

大坪課長からみやま市中期財政見通しの御説明をいただいております。

このまとめで、子育て世帯の経済的負担軽減や移住・定住施策をさらに推し進めることにより、人口減少に少しでも歯止めをかけ、また、企業誘致等による法人・市民税の増など様々な角度から市税の減収を食い止める取組が必要であると考えます。

また、ふるさと納税のことも触れておりますが、先ほど市長も申されました、ふるさと納税は、全国では伸び続けております。1.1兆円ということで伸びておりますが、残念ながら、みやま市のふるさと納税は有明地域でも一番低いところであります。大川市は1,738,000千円、大木町が750,000千円、柳川市が720,000千円、荒尾市が650,000千円、長洲町が640,000千円、筑後市が4億円の中でみやま市が150,000千円となっております。

また、企業版ふるさと納税も伸ばしていかないといけない部分であると思ひます。

私は一般質問で、何度も市長にトップセールスをお願いしておりますが、ふるさと納税、企業版を含めて、これを伸ばすために市長は、何を考え、どうやって動かれるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、コロナが始まった頃に関しては、1年は非常に伸びて、すごく期待しておりましたけれども、その後、よそのふるさと納税がかなり安く出すということとかあって、うちが伸び悩んでおりました。また、ある面、宣伝の面でもあまり上手ではないというような御指摘も受けておりますので、その辺も含めて、ふるさと納税のPRに関してとか、もう少し広報活動を含めて、いろんなところにまた調査をしながら、どうやらふるさと納税を幅広く、納税というか、ふるさと納税の数を増やすことができるか、担当課と相談しながら、よりよい方策を考えて取り組んでまいりたいと思います。

企業版ふるさと納税につきましては、私も何か所か回りましたけれども、見返りが非常に少ない部分でございまして、非常に厳しい状況ではございます。

昨年、東京、それから大阪等に行って、県人会等も併せてPRもしてきましたけど、なかなか増えていない状況がございます。

一応今年まで企業版ふるさと納税の分は終わりということでございますけど、多分延長されると思いますので、また順次努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

財源は待っているだけじゃ生み出せないと思います。市長自ら財源を生み出し、まずは給食費半額補助を実現し、そこでとどまらず、無償化に向けて動き出してもらいたいと思います。

また、今日、荒巻議員の質問にもありました、企業誘致も、民間企業の進出したいと思うような制度づくり、あるいは宿泊施設の条例改正にスピーディーに取り組んでいただき、税収確保に努めていただきたいと思います。

子供たちのために、そして、子育てしている家庭の皆さん家の家計の負担軽減、そして、みやま市の未来をつくるためにも、ぜひ危機感を持って、この状況を脱するため、いち早く取り組んでいただきたいと思います。

最後に、市長と教育長に改めて、本市で行う給食費無償化についての考え方や思い、その他、これからのお取組についてお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、私の任期中にはぜひとも公約どおり進めていきたいと、強い決意を持っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

何遍も申しますが、学校給食は、子供たちの健やかな成長のために本当に基礎、基本をなすものであり、基盤であるというふうに捉えております。

その無償化ということに関しましては、教育委員会としては本当に今すぐにでもやりたいんですが、教育委員会は財源を持ちません。市長部局としっかり協議させていただきながら推進していきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

市長は、じゃ、半額補助は実現したいんですけど、無償化についての答弁がなかつたので、お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えします。

当然、無償化が最高の理想でございます。それに向けてしっかり努力も進めてまいります。
以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番吉原政宏君。

○7番（吉原政宏君）

まちづくりの根幹である、子供を大切にして、安心して子育てができる環境づくり、みやま市において、子供は地域の宝を具体化するため、学校給食費の無償化に向けて、市の動きを見守るだけではなく、国や県への積極的な働きかけ、そして、本市での財源を生み出すことに全力を注いでいただきたいと思います。

さらなる学校給食費補助の拡充、そして、学校給食費無償化の早期実現に向けた検討開始を求めまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、皆さん方にお諮りをいたします。議事の都合によりまして、9月9日から13日までの5日間、及び17日から19日までの3日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月13日までの5日間、及び17日から19日までの3日間を休会にすることと決定をいたしました。

なお、9月12日、13日、17日の3日間は各常任委員会の開催日となっておりますので、皆さん方御承知おきをお願いしておきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月20日となっておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

午後2時39分 散会